





つきましては、これを廃止することいたしておられます。

以上のほか、国家公務員に係る定年制度の実施に伴い定年等による退職をした者に対する長期給付に係る特例措置を講ずることとする等の所要の改正を行ふことといたしております。

以上、本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(福田一君) 自治大臣山本幸雄君。

〔國務大臣山本幸雄君登壇〕

○國務大臣(山本幸雄君) 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るために、新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとす

るとともに、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を廃止して、新たに全国市町村職員共済組合連合会を設けることとするほか、地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者のうち、何らの年金を受ける権利を有しない者で一定の要件に該当するものに対し、長期給付に係る特例等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合連合会の設立等に関する事項についてであります。

その一は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るために、新たにすべての地方公務員共済組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を設けることとしております。地方公務員共済組合連合会は、その組織する地方公務員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を決定するほか、地方公務員共済組合から払い込まれる一定の金額を長期給付積立

金として管理し、長期給付に要する資金が不足す

る地方公務員共済組合に對して長期給付積立金か

ら必要な資金を交付する等の事業を行うこととし

ております。

なお、地方公務員共済組合及び警察共済組合を除く八

十九の地方公務員共済組合及び警察共済組合を除く八

間、公立学校共済組合及び警察共済組合を除く八

あります。

その二は、地方公務員共済組合連合会の設立に

伴い、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共

済組合連合会を廃止し、新たに全国市町村職員共

済組合連合会を設けることとしております。

全国市町村職員共済組合連合会は、市町村職員

共済組合または都市職員共済組合の給付事務等の

指導、災害給付積立金の管理等の事業を行うこと

としております。

第二は、定年等による退職をした者に係る長期

給付の特例等に関する事項についてであります。

その一は、地方公務員の定年制度の実施に伴

い、定年等による退職をした者のうち、退職年金

または通算退職年金を受ける権利を有しない者で

定年等による退職前の組合員期間が十年以上であ

ること等一定の要件に該当するものについては、

その者の申し出により、退職後も引き続き地方公

務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用

を受ける特例継続組合員となることができるこ

とをする措置を講ずることとしております。

その二は、定年等による退職をした者のうち、

退職年金または通算退職年金を受ける権利を有し

ない者で定年等による退職前の組合員期間のうち

四十歳以上の組合員期間が十五年以上であること

等一定の要件に該当するものまたはその遺族に対

して、特例退職年金を支給する等の措置を講ずる

こととしております。

以上が地方公務員等共済組合法の一部を改正す

るための国家公務員共済組合法の統合等を図るための法律案についての山本自治大臣の趣旨説明(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法の一部を改正する法律案についての山本自治大臣の趣旨説明)及び地方公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に対し

て質疑の通告があります。順次これを許します。

平沼赳夫君。

〔平沼赳夫君登壇〕

○平沼赳夫君 私は、自由民主党を代表いたしま

して、ただいま趣旨説明のありました国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等

を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律案につきまして、総理大臣及び関係大臣に対しまして、若干の質問を行い、その御所見

を伺いたいと思います。

近年、わが国の人口構造は、出生率や死亡率の低下とともに急速に高齢化が進んでおります。現

在、六十五歳以上の人口は約二千六十万人、総人口の九%程度であります。一方、二十一世紀を迎える昭和七十五年にはその割合は一五・六%に達し

高齢化がピークとなる昭和九十五年には実に二

一%となり、四・六人に一人が六十五歳以上にな

るものと予測されております。

このようないくために、高齢者の雇用環境の整備を図り、生産年齢層の拡大を図っていくことが必要であるとともに、老後の生活設計の中核となるべき公的年金制度の役割がますます重要

になると考えるのであります。

御承認のとおり、現在、わが国の公的年金制度

は、厚生年金、国民年金、船員保険、そのほか、漁業団体職員及び私立学校教職員の五共済年金から成る八つの制度となっております。これらの公

的年金制度は、いずれも近い将来、本格的な高齢化社会の到来及び年金制度の成熟化に伴い、年金

給付の増大が確実に予測されているところであり、さらに、これら各制度における給付内容等の相違から、いわゆる制度間格差問題とともに給付水準の見直しなど、公的年金制度全体の再編成が要請されているところであります。とりわけ、国鉄共済年金における財政危機は一刻の猶予も許されない状況にあることは周知のとおりであります。

このような公的年金制度の再編成が大きな課題となっている中で、昨年七月に提出された臨時行

政調査会の第三次答申においても、わが国の公的年金制度は、制度的にはすでに西欧諸国に比較してほぼ遜色のない水準に達していると指摘してい

る一方、現行の給付水準と負担の関係をこのまま統けていると、人口の高齢化と制度の成熟化によつて、将来の年金制度は危機的状況を迎えると予想しております。

したがいまして、私は、公的年金制度に対する国民の信頼を損なうことのないよう、二十一世紀を展望した施策、すなわち、年金制度の長期的安

定のための施策を講じていくことが、現在の政治に課せられた重要な課題の一つであると確信するものであります。

このような観点から、公的年金制度の再編・統合の一環として、その改革の第一歩となるべき意味を持つ本法律案をできるだけ速やかに成立させ、さらに基本的な改革を取り組む必要があると

立場に立って、次の諸点について御質問をいたします。

まず第一に、さきに申し上げたように、公的年

金制度の改革は早急に着手しなければならない重要な政策課題の一つであります。

高齢化社会の急速な進展等に対応し、わが国

の合意の得られる負担水準との関連に配慮しながら、現行制度における不合理の是正、体系化を

図つていく必要があると考えます。今後における

公的年金制度のあり方、改革の方向について、總理の基本的なお考えをお伺いいたしたいと思います。

次に、第二には、國家公務員及び公共企業体職員の共済組合制度の統合を図る法律案の持つ意味についてあります。

公共企業体職員三組合のうち、特に國鉄共済組合は、昭和六十年度以降、年金の支払いが危ぶまれるような緊急の事態に直面しております。その原因はいろいろあつたと思うのでありますが、一つには、戦時中に応召で軍隊に入りあるいは軍属として外地に派遣されていて復員した人たちや、旧満州、朝鮮、台湾、中支、北支等の外地鐵道在勤者で帰國した人たちを再採用したため職員が急増し、やがてこれらの人たちが退職期を迎えたのが大きな原因とされております。一方、國鉄は、その再建を図るために職員の大幅削減を余儀なくされております。したがって、國鉄共済組合の財政は今後ますます危機的状態に陥ることは明瞭となつておりますから、直ちにその応急対策を講じていかなければならぬと思っております。

今回、政府は、現行の年金制度となるまでの沿革が類似している國家公務員と公共企業体職員の両共済年金を合併するという方法によつてパンク寸前の國鉄共済年金に対する緊急措置を講ずることとしておりますが、当面この法律によつてどのような効果が期待されるか、お伺いをいたしたいと思います。

また、この法案は、公的年金制度の再編・統合の第一段階と位置づけられておりますが、その意味するものは何かということについてであります。恐らく、共済年金の統合法案は、これだけで完結するものではなくて、引き続いて次の改革へつながっていくものであると思うのですが、その内容は、公務員グループの共済年金制度の運営等について、今後その安定を図るため、基本的にどのようなお考え方を持っておられるか、大臣及び閣僚大臣の率直な御意見をお伺いいたしたいと思いま

す。

第三には、昨年九月二十四日に閣議決定された行革大綱を受けて年金問題担当大臣が指名され、指名を受けられた厚生大臣は、本法律案の取りま

とめのほか、去る四月一日の年金制度に関する関係閣僚懇談会における今後の年金制度改革の方針の取りまとめなど、大変御苦労されております。

これらの点につき深く敬意を表するものであります。この関係閣僚懇談会において決定された今後の「公的年金制度改革の進め方について」というものはいかなる意味を持っているものであるか、厚生大臣にお伺いいたします。

公的年金制度の将来展望について国民は大きな関心を寄せているところでありますので、この際、改革を進めるに当たつての政府の基本的な考え方を明らかにしていただきたいと思います。

最後に、公共企業体の共済組合が支給していける既裁定年金の扱いについてお伺いをいたしま

す。希望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣臨時代理齋藤邦吉君登壇】

○内閣総理大臣臨時代理(齋藤邦吉君) 平沼議員にお答えを申し上げます。

私はに対する御質問は、年金改革構想の問題でござりますが、高齢化社会の到来を控え、公的年金制度の重要性は一層高まっておることはお述べになつましたとおりでございます。このため、わが

國社会が高齢化のピークを迎える二十一世紀においても、制度が健全かつ安定的に機能し得るよ

う、いまから改革を進めていくことが必要であると考えておるものであります。

政府としては、こうした見地に立つて、公的年金制度の一元化を展望しながら、制度全般のあり

方について見直しを進め、昭和五十八年度末までに改革の具体的な内容、手順等について成案を得ることとしたとしておる次第でござります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

【國務大臣竹下登君登壇】

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問に対し

てお答えをいたします。

まず、御説のとおり、本法案は、公的年金制度の再編・統合の一環として、年金制度の改革を進める上での第一歩となるものであります。國家

公務員と公企体職員の共済年金の給付内容等の統一を図ることは、きわめて重要な意味を持つこと

としております。

また、公務員グループの共済年金制度の運営に対する当面の措置として、財政調整事業を実施し、國鉄共済組合の円滑な支払いを確保しようとするものであります。

以上、私は、年金制度の改革を進めるに当たつては、全國民を基礎とする統一的制度により基礎的年金を公平に国民に保障することを目標として、國の理解と協力を得ながら、来るべき高齢化社会に向かって着実にその実現を図るよう政府に強

を行いますとともに、公的年金全体の再編・統合を行ふとの方向で制度全体の改革について計画的に検討を進めてまいります。

このような公的年金全体の再編・統合の方向を踏まえつゝ、その一環として、まず、制度の内容、沿革が類似しております国家公務員と公企体職員の共済年金制度の統合に着手したというところです。

次に、今回の改正による公企体の年金受給者の既裁定年金等々の問題についてお答えをいたしましたとございます。

今回、公企体共済法を廃止いたしまして、國共済法に統合するため、公企体共済法に基づく既裁定年金は支給根拠が失われることになりますために、一たん消滅させ、改正後の法による年金に裁定がえを行ふことが必要でございます。

裁定がえによる年金額は改正後の法によって算定した額としておりますが、これによって従前の年金額より下回ることとなるときは、激変を緩和するため、従前の年金額を保障するといふことといたします。

裁定がえによる年金額は改正後の法によって算定した額としておりますが、これによって従前の年金額より下回ることとなるときは、激変を緩和するため、従前の年金額を保障するといふことといたします。

そこで、さらに、公的年金制度の再編成に当たっては、給付水準の見直しは避けて通れない課題であるということに対する御質問でございまして、いたしております。

今回の統合法案においては、公企体共済組合の給付要件等を国家公務員のそれと合わせることと

してあります。これによって共済年金の抱えております問題が解決するわけではございません。

さらに第二段階としての改革が必要であると考えております。

第二段階の改革とは、給付と負担の両面にわたって長期的に安定した制度に組みかえていくことでござりますが、そのためには、共済年金に含まれておる公的年金部分について、厚生年金等との整

合性を図つていくことを中心といたしまして、今後検討を進めてまいりたい、このように考えてお

ります。(拍手)

〔國務大臣林義郎君登壇〕

○國務大臣(林義郎君) 平沼議員の御質問にお答えを申し上げます。

私は対して御質問がありましたのは、公務員グループの共済年金制度の運営等について、今後、その安定を図るためにどんなふうに考えていくかというのが第一問だったと思います。

御説のように、本格的な高齢化社会の到来を控えまして、老後の生活安定の基礎的な役割りを果たす公的年金制度を長期的に安定させることは非常に重要な課題であることは御指摘のところございまして、これは一般的に言えることだ

らうと私は思います。

共済年金制度につきましても、全体の公的年金制度の一元化を展望しながら、給付と負担の関係など、公的年金制度全般の改革の一環として計画的にこれを進めてまいりたい、こういうふうに考えておるところでございます。

その次に、大変努力をしているというお言葉を

いただきましたが、年金制度関係閣僚懇談で決定をいたしました今後の「公的年金制度改革の進め方について」というのはどういう意味を持つかとい

うのが御指摘だと思います。これは、昨年七月三十日の臨調第三次答申及びこれを受けて閣議決定されました、いわゆる行革大纲におきまして、「公的年金制度の長期的安定を図るため、将来の一元化を展望しつつ、給付と負担の関係等制度全般の在り方にについて見直しを行ない、昭和五十八年度末までに改革の具体的な内容、手段取りの日安を定め、これに沿った検討を行つて手順等について成案を得る」としております。この成案を固めるためにも、まず、およその方向と

いと存じます。(拍手)

〔國務大臣長谷川峻君登壇〕

○國務大臣(長谷川峻君) お答えいたします。

この改正案は、今後の年金制度の改革を進める上で非常に大事な第一歩でございます。と同時に、財政窮屈している国鉄共済年金に対しても要するところといたしますと、国鉄の共済年金の安定化が、働く国鉄職員に大きな希望を持たせることでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。(拍手)

○議長(福田一君) 戸田菊雄君。

〔戸田菊雄君登壇〕

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま議題となりました国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について質問を行います。(拍手)

いまわが国は、約八十年の人生に差しかかりま

した。こういう事態におきまして、医療、雇用あ

るいは年金等について抜本的に見直す時期に差し

かかっておるのではないかと判断をいたしました。

わが国の公的年金制度は、しばしば指摘されま

すように入種類、二十六の保険単位、所管省庁は

六省に分かれしており、その中の共済年金制度は、

公務員等を適用対象に現在五つの制度が分立して

運営されております。高齢化社会を迎えたわが国

にとつて、年金制度の統合一元化は避けて通れない政策課題であります。

昨年七月の臨調第三次答申では、年金制度の改

革について、全国民を基礎とする統一的制度によ

り、基礎的年金を公平に国民に保障することを目

けられている五つの共済年金のうちから、国家公務員共済年金と公共企業体共済年金の統合を行なうとしております。

質問の第一は、この法案によって共済年金の統合が達成されるか、大変疑問だということであります。

しかし、本案にはそれが見当たらないばかりか、実は改正後も従来の共済組合はそのまま存続し、それぞれの組合ごとに財政収支のバランスをとるように掛金が定められ、同一負担、同一給付の方向などは全く考慮されておりません。さらに、積立金の運用も組合ごとに実行されることになつてお

り、実態は現状と全然変わらないであります。

被用者年金統合の第一段階と言うにはお粗末過ぎるばかりか、今後の年金制度の一本化の方向性

すら示得ない場当たり的法案と言わざるを得ません。大蔵大臣の明快な答弁を求めます。(拍手)

さらに、関連して、本法案によって改組された

国家公務員等共済組合連合会が行なう長期給付業務

等について、当分の間、現行どおりの国家公務員

共済組合連合会と公共企業体共済組合がそれぞれ

業務を行うこととしておりますが、「当分の間」とはいつごろまでを考えているのか、その間に統合

一元化をどう進めようとするのか、その構想とスケジュールについて大蔵、厚生両大臣の見解をお

伺いたいと存じます。

質問の第二は、長期給付に係る財政調整事業の運用についてあります。

この事業は、国鉄共済年金救済のために、諸施

策を講じてなお残る年金の不足額一千二百億円の

二分の一の相当額を国家公務員共済、電電、専売

の三共済に一九八五年四月以降、五年間にわたり

吸収、戦後混亂期における減耗職員補充のために

提出させようというものであります。

大蔵省の試算によりますと、国鉄共済組合のための拠出分は、保険料率にして千分の十二、組合員一人当たり料率が〇・六%の引き上げとなつております。これだけの犠牲と負担を三つの共済組合員に押しつける本法改正案は、交通政策無策によって国鉄経営を破綻に陥れた政府の責任を転嫁するもので、許されません。

それと同時に、この五年間の措置がとられた後の処理については全く不明であり、この救済策を実施すれば国鉄共済組合は健全な体質に立ち直れるとの展望も示されておりません。この点では、

当面の国鉄共済救済策であり、財政対策としても場当たり的で、とうてい真的解決策とはなり得ないのではないかとの疑問を持つている次第でござります。

本法案に規定されている財政調整五ヵ年計画を実施すれば、再度国家公務員共済等三共済に、救済援助はもちろん、五ヵ年の間にさらに追加援助を求めるようなことはないと明確に答弁できますか。大蔵大臣の答弁を求めます。

私は、財政調整五ヵ年計画の前提となつている

国鉄共済の給付額九千二百億円、収入六千六百億円、差し引き年金支払い不足額二千六百億円の見通しは甘いのではないかと思います。また、国鉄共済の保険料引き上げ、年金ライドの停止、船員關係者の加算年の切り捨てなどいわば自助努力によって生み出す六百億円も、実行上大變無理があるよう思えてなりませんが、この点は指摘とどめておきたいと思います。

質問の第三は、国鉄共済年金の救済は政府の責任で行なうべきであるということであります。

戦後及び戦中国鉄は戦時輸送力の増強という

国策上の要請から、また応召、外地派遣等により不足した国鉄労働者の補充のため、五十八万人に及ぶ大量の新規採用を行つております。さらに、

戦後しばらくの間は、復員者、外地引き揚げ者の

大量採用を続けた結果、過大な職員を抱えることになり、これら職員層が退職時を迎えた今日、年金制度の成熟度は急激にその速度を速めるに至りました。

他方、確固たる交通政策を持たないまま、モータリゼーションの流れに任せ、競争基盤が格段に異なる道路運送と国鉄輸送を自由競争のまま放置し、今日の国鉄の苦境を招き、大量の人員整理、二年連続の新規採用ストップといった政府のやり方が、年金受給者急増と、年金を支える組合員、拠出者の著しい減少という、年金システム破壊につながったことは明らかであります。

政府の失政を棚上げして、年金財政における給付と負担の不均衡を国鉄労働者への異常高率の掛金と、三共済の組合負担に押しつけることは許されません。政府は、国策遂行とみずから失策によってもたらされた国鉄共済年金のゆがみに相当する六十年度以降五カ年間の不足額一千二百億円は、国が負担すべきではないでしょうか。

政府の負担の回避ともとられかねない本法案のような公済年金制度の統合ではなく、今後の高齢化社会に向かって真に労働国民が安心して生活できる年金制度樹立こそ必要だと思いますが、運輸、大蔵、厚生、各大臣の答弁を求めます。

質問の第四は、公的年金制度一元化と本法律案の位置づけについてであります。

臨調第三次答申は、被用者年金の統合を図る等による公的年金の段階的統合を述べております。政府は、この答申を受けた後、九月二十四日に、年金問題担当大臣に厚生大臣を指名し、以来、年金統合問題を中心に検討が進められてきたことは承知しております。そして、先ごろ、関係閣僚懇談会で、昭和七十年を目標に公的年金制度全体の一元化を完了させるとの決定が行われたと報じられております。公的年金の一元化は先送りを許されない緊急課題でありますが、さればといって、一元化しさえすれば問題が解決するというほど簡單ではありません。

この国家公務員共済と公共企業体共済の統合法案の審議に当たった社会保障制度審議会の答申は、本改正案を、国鉄共済の財政対策の一つとしてやむを得ないが、公的年金制度の再編・統合的第一段階として位置づけることは理解に苦しむと、消極的評価しか与えていないばかりか、公的年金の将来のあり方と改革の手順を明らかにするよう異例の勧告をいたしておるのであります。国民の理解と協力が不可欠な年金一元化のスタートとしては、政府の対応は安易に過ぎ、頂門の一針と言すべきです。

昨年九月から半年がかりで年金一元化のタイムスケジュールしか示せないのは、怠慢のそしりは免れないばかりでなく、より重要な、そして年金加入者や国民が知りたいのは、年金制度の将来像であり、統合一元化のための具体的な内容と手順であります。そうした肝心な点を示さず、昭和七十年に公的年金制度の一元化を言っても、まさに空虚であり、今回の法案も位置づけが不明で、当面糊塗策としか思えないのですが、本法律案を含め、公的年金制度一元化の具体策、手順を厚生大臣から御答弁を願いたいと思います。

質問の第五は、「公的年金統合一元化の方針に連し、加入者が多い厚生年金と国民年金の統合について伺います。

厚生省から先般提出された「二十一世紀の年金を考える」に見ますると、「制度を統合一本化する方法」「制度が分立したままで基礎的年金部分について財政調整を行う方法」「国民年金を基礎的年金に発展させる方法」の三案が示されております。

さてで加えて、年金の負担と給付、婦人の年金の権利の問題、そして一元化の問題等、この三本を柱にして今後の一元化方式を踏み出そうとしたおるわけでありまするが、公的年金被保険者の総数の四七%が拠出制国民年金加入者であり、厚生年金加入者は四三%を占めておるのであります。公的年金制度の大宗を占めるこの二つの年金

制度はこれまで分立して運営されてきましたが、実は、この二つの年金統合のやり方と具体策が、わが国年金制度の統合一元化にとって最も大事な事柄であると思うのです。

一元化的過程では、後世代を含めた公正の原則を貫徹しつつ、生活維持可能な年金水準の維持という大変困難な問題が待ち受けていることも承知しておりますが、年金統合の担当大臣である厚生大臣の答弁を求めます。

質問の第六は、本法案とも関連して年金行政の一元化について質問いたします。

六つの省庁、八つの法律制度というばらばらのわが国の年金制度は、制度創設の沿革はあったとはいえ、今日、国民年金、そして高齢化社会を迎えて、このままでは運営が行き詰りになることが指摘されてすでに長い年月がたったのに、その対応はおくれ過ぎと指摘しないわけにはまいります。

年金制度の統合には、年金行政の一元化が実は第一の柱ではないかとすら考えるものであります。国家公務員共済組合と公共企業体職員共済組合の統合の法案が提示されながら、年金行政部门については全然手つかずというのは、どうしたことでしようか。

わが党は、年金行政を企画部門と現業部門に分けて一元化を図ることとし、総理府に年金庁を設置し、六省庁に分かれた年金行政の統合を主張してまいりましたが、政府にそうした構想がなく、場当たり的な今回の設置に終わることは、問題を将来に残しただけと言わなければなりません。

さらに、わが党は年金担当大臣の設置をも主張してきましたが、いまのように厚生大臣の片手間的な処理で対処できるとはとうてい考えられないであります。年金行政の一元化と国会に年金問題等特別委員会を設置し、万全の対応策をとるべきと思うが、大蔵、厚生両大臣の御答弁を求めるべきです。

最後に、地方公務員の六十歳定年制が施行され

ることに伴つて、国会審議でも問題になつた地方公務員の無年金者について、今改正案では特例年金を設けることとしておりますが、十分な教説が行われるのかどうか、お伺いをいたします。

また、連合会への提出金三〇%の基準は何を根拠としているのか、さらに連合会の組織、業務の管理と運営をいかようと考えておるのか、自治大臣の答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

[國務大臣竹下登君登壇]

○國務大臣(竹下登君登壇) まず最初の御質問は、本法律案によって國家公務員と公企体職員の長期給付の給付水準は一致することとなって、給付水準が同一であれば、本来、負担面においておむね同一水準であることが公的年金として望ましい姿であるということについては、私も同意でござります。

このようない観点から、本法律案におきましては、原則として、公共企業体の共済組合も含めて、年金保険者の統合を図ることとしております。

しかし、國家公務員と公企体職員の共済組合につきましては、直ちに財政単位を一元化するということは、負担面で急激な変化を招くことになりますなど、必ずしも適当でない面がござりますので、当分の間は、公企体の共済組合はそれぞれ単独で長期給付事業を行いまして、国鉄共済組合に対する財政調整事業を実施するということになりますので、経過措置を設けることは、第一段階という考え方でやむを得ないと御理解をいただきたいと思います。

それから次は、本法律案で、当分の間、連合会と各公企体の組合がそれぞれ年金事業を行つておる、その「当分の間」という問題でござります。

「当分の間」とは、国鉄共済組合と他の共済組合の組合員の負担水準が近づくなど、完全統合の条件が整うままでの間、これいわば「当分の間」といふことあります。

まず、昭和六十一年までに共済年金についても厚生年金等との関係整理を行はば、その後、負



果、現在、地方公務員共済組合が地方公共団体の行政目的に資するため、地方債または公営企業金融公庫債の取得に充てています積立金のうちの三〇%に相当する額を連合会に提出してもらうといふこととし、この提出に見合う地方債につきましては、連合会において引き受けけるということが最も妥当であるうと考えておるところでございま  
す。

（拍手）

名実兼ねての運営を考慮して、連合会の設立に当たりましては、経過的な措置を講ずることといたしたいと考えております。これらを含めまして、本法案の成立後において政令で定めたいと考えております。

最後に、新しくできる連合会の運営についてであります。

この連合会につきましては、業務の執行に当たる理事長等を置くのはもちろん、運営審議会を置くこととしておりまして、連合会を組織する共済組合やあるいは組合員の意向は、運営審議会の場を通じて連合会の運営の上に十分反映をされ、その適切な運営を確保することのできるよう配慮をいたしたいと考えておるところでございます。

○平石鶴作太郎君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対し、総理並びに関係の各閣僚に質問をいたします。  
まず、総理大臣にお尋ねをいたします。

そういう中で、わが国の人ロ高齢化はきわめて急速度で進んでおり、これまでど國も経験したことのない高い老齢人口の割合に達すると言わっております。換言すれば、高齢社会は、増大する老年人口に対し、それを支える働く若い世代の人口が減少するということであり、それは好むと好まざるとにかかわらず生産年齢階層、すなわち働く若い世代の老人扶養負担が大変重くなることを意味しております。このことは、社会から活力を損なうそれを内包しているのであります。高齢社会が活力を保ちながら負担を克服していくには、世代間の負担の公平と連帯の意識が不可欠であると考えますが、負担する世代と給付を受けける世代との調整、すなわち世代間の連帯についてどのように指導されていくのか、総理の所信を承りたいのであります。

第二点は、人生八十年の時代に入つて、六十歳を超えてからの約二十年間をいかに生活していくかが、高齢社会の大きな課題であります。特に、老後生活を支える重要な役割を持つ年金制度の安定性が求められているのであります。総理もつとに御承知のことく、国民皆年金制度といつても、内容は制度の分立、仕組みと財政力に格差があり、不均衡、不平等が大きく指摘されているのであります。

一方、先ごろ行われた「二十一世紀の年金」に関する有識者調査の結果によると、六十五歳までは就労による収入を中心として生活設計を立てるべきだとの意見が調査対象者の八割を超えております。また、高齢化社会問題研究会の調査報告でも、六十五歳以上の約半数以上が働くことを希望していることが明らかとなっているのであります。

し、活力のある福祉社会を実現するには、健康で働きがいと生きがいを保障する職場と賃金の確保が不可欠の前提であると考えるものであります。年金財政の長期的安定と後代負担の軽減を図るためにも、中高年齢者の雇用環境の整備が急務であると考えるものであります。が、定期延長法の制定等、雇用対策にどのように取り組まれる御決議か、総理の所信をお聞かせいただきたいのであります。

さらに、もし将来、年金支給開始年齢の変更があるとすれば、今後の年金財政に大きく影響を与えるものであります。が、定期とのリンクにおいて行うべきであり、あわせて御見解をいただきたいのであります。

第三点として、公的年金制度の統合一元化を円滑に推進するため、年金問題担当大臣を任命して、います。が、各年金は、長い伝統と歴史を持っており、それぞれ所管大臣が個別に管理運営されており、権限のない担当大臣の事実上の調整を期待しても、かえって混乱するのではないかと心配するものであります。特別権限を与えた上での調整事務を行いうが適当と考えるが、総理の所見をお伺いしたいのであります。

第四点として、現在、国民の間に公的年金に対する将来不安が高まっているが、この際、公的年金と私的年金の相違について明らかにしておきたいと思います。

公的年金は、憲法第二十五条に言う社会保障の一環であり、強制加入が本則であります。したがって、これには公の立場から国庫補助がなされるのも当然と言わなければなりません。また、公的年金は、世代扶養による年金制度がその特質であります。一方、私的年金は、企業性の上に、任意加入を原則とするものでありますから、いわば自分の老後はみずから保障するという貯蓄的なものであります。そこで、私的年金的な発想をもつて公的年金の財政基盤に対する批判は、いたずらに不安を醸成するものであり、慎むべきであります。

ると思うが、総理の御見解をいただきたいのです。  
第五点は、臨調基本答申にあるいわゆる三公社の経営形態問題と年金問題とは重大なかかわり合はないがあります。  
国家公務員共済組合審議会の答申にも、三公社の経営形態問題が不明確な現段階で、共済制度だけの分離審議は困難であると問題点が指摘されております。三公社の経営形態についての将来展望が定かとなっていない現在、なぜ年金のみの統合を急がれたのか。  
行政改革に政治生命をかけておられる総理のお立場から、三公社の民営移管は当然のことと思われるのではあります、もし民営化ならば、むしろ厚生年金制度との関係になるはずであります。いわゆる三公社の経営形態についていかなる見通しを持っておられるのか、総理の率直なる御答弁ををお願いいたします。  
次に、竹下大蔵大臣にお尋ねいたします。  
質問の第一点は、本法案に対する国家公務員共済組合審議会の答申は、「今後のわが国公的年金の在るべき方策について、政府が早急に具体案を提示すべきである」と述べ、また、社会保障制度審議会からも、公的年金制度全般の将来展望を明示していないのに、今回の諮問を公的年金制度の再編・統合の第一段階として位置づけていることは、はなはだ理解に苦しむと、怠慢を批判されています。公的年金統合の全体像が示されないまま、説得力のない提案として、いわば切り発車のそりを免れません。共済組合の労使双方からも強い反対の意向が表明されていますが、大蔵大臣の御所見を承りたいります。  
次に、公的年金統合一元化の目的と全体像を明かにしていただきたいのであります。わが国は、八つの年金制度が実施されしておりますが、制度発足の時期、歴史、さらに内容、財政事情に大きな差があり、それなりの特質を持つ制度独自のメリットと期待が加入者にあることも事実であります。

ます。このような制度を統合するには、それなりの理由と説得力のある年金制度のビジョンが必要であります。その点、理由も制度の全体像も示されておりません。

しかるに、本法案は、財政調整を主たる目的としており、しかも、法改正後も当分の間、各公済制度は存続し、独自に財政運営、年金給付事業を行なうこととなっております。全体像との関連、さらには、制度改革に当たり、公務員及び公企体職員の既得権、期待権についてどのように考へておられるか、大蔵、郵政、年金問題担当各大臣の見解を承りたいのであります。

最後に、林年金問題担当大臣にお尋ねいたしました。

二十一世紀の年金についてのアンケート調査に関するお伺いをいたします。現行各年金制度については、約七割が年金制度の一元化が必要だと考えておりますが、この調査結果をどのように評価しておられるか、お伺いいたします。

ささらに、統一元化については、将来各制度を解消し、完全に一本化するのか、あるいは基礎的部分を統合し、基本年金と所得比例年金による二階建て年金とする方針なのか、いわゆる一元化の内容について明確にしていただきたいのであります。

以上、十項目にわたりお伺いをいたしましたが、明快かつ誠意ある御答弁をお願いして、質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣臨時代理齋藤邦吉君登壇】 平石議員

○内閣総理大臣臨時代理(齋藤邦吉君) 平石議員にお答えを申し上げます。

私は、最初の御質問は、保険料を負担する世代と給付を受ける世代との調整、つまり世代間の連帯についてどのように指導するかというお尋ねでございます。

増大する扶養負担のことで、今後の高齢化社会を活力あるものとしていくためには、世代間の公

平と連帯の意識を強めていくことが必要であるこ

とは御指摘のとおりであります。そのため、今後は給付と負担の水準について、給付を受ける世代と保険料を負担する世代について、それぞれ保険の実態等を十分理解していただき、その合意を

しておられます。

それから次は、公的年金と私的年金との相違を

おる次第でございます。

それから二番目は、活力ある福祉社会を実現す

るために、雇用環境の整備が急務であるのではな

いかというお尋ねでございます。

まさしくそのとおりでございました、高齢者

の雇用対策は、活力ある福祉社会実現のために重

要でござりますので、今後とも行政指導による六

十歳定年一般化の早期実現あるいは六十歳代前半

層の雇用就業対策の推進、離職者の再就職の促進

等、総合的な対策の推進に努力をいたしまり

たいと考えております。

さらに次の御質問は、年金支給開始年齢と定年

とのリンクについてどう考えておるかというお尋

ねでございます。

年金の支給開始年齢の問題につきましては、高

齢者の雇用の動向、これを踏まえつつ総合的に取

り組んでいくことが必要であると考えてお

ります。

次は、年金問題担当大臣についてのお尋ねでござ

ります。

次は、三公社の経営形態と年金の問題でござ

ります。

今後の公的年金制度については、給付と負担を

通じ、長期的に安定した制度の確立を目指し、そ

の再編・統合を図っていくこととしております。

その中において、三公社の年金制度については、

今後板に公社の経営形態が変更された場合であ

ります。

今までの間は、改正後の共済組合制度の適用を継続

していくことが現実的な処理であると考えております。臨調答申におきましても、同様の考え方が明記されておる次第でございます。

なお、三公社の経営形態につきましては、国鉄

につきましては、すでに法律案を提案をいたして

おりますが、公的年金制度の統合一元化を推進す

るために、年金問題担当大臣を任命してあるのであります。改定後は、各年金は、現在、各所管大臣が個別に管理運営しており、権限なき担当大臣による事務を行なうのが適切であると考えるがどうかといふお尋ねでございます。

年金制度の改革はゼヒとも実現しなければならないのであります。そのため、年金問題担当大臣のもとで問題点の整理、話し合いの促進、こ

うお尋ねでございます。

うした事実上の調整を通じて、整合性のある年金

を活力あるものとしていくためには、世代間の公

平と連帯の意識を強めていくことが必要であるこ

とは御指摘のとおりであります。そのため、今後は給付と負担の水準について、給付を受ける世代と保険料を負担する世代について、それぞれ保

険の実態等を十分理解していただき、その合意を

しておられます。

それから次は、公的年金と私的年金との相違を

おる次第でございます。

それから二番目は、活力ある福祉社会を実現す

るために、雇用環境の整備が急務であるのではな

いかというお尋ねでございます。

まさにそのとおりでございました、高齢者

の雇用対策は、活力ある福祉社会実現のために重

要でござりますので、今後とも行政指導による六

十歳定年一般化の早期実現あるいは六十歳代前半

層の雇用就業対策の推進、離職者の再就職の促進

等、総合的な対策の推進に努力をいたしまり

たいと考えております。

さらに次の御質問は、年金支給開始年齢と定年

とのリンクについてどう考えておるかというお尋

ねでございます。

年金の支給開始年齢の問題につきましては、高

齢者の雇用の動向、これを踏まえつつ総合的に取

り組んでいくことが必要であると考えてお

ります。

次は、三公社の経営形態と年金の問題でござ

ります。

次は、内閣総理大臣臨時代理齋藤邦吉君登壇

とお尋ねでございます。

年金制度の改革はゼヒとも実現しなければなら

ないのですが、そのため、年金問題担当大臣

を任命してあるのであります。改定後は、各年金は、現在、各所管大臣が個別に管理運営しており、権限なき担当大臣による事務を行なうのが適切であると考えるがどうかといふお尋ねでございます。



とするのか、国民の将来に対する不安を取り除くために明確にお答えください。

続けて、厚生大臣にお伺いします。

政府は、さきに、昭和七十年度を目途に分離している年金制度を一元化することを閣議決定しました。年金制度の一元化は臨時第三次答申にこえたものであり、政府の決定を評価いたしますが、制度の一元化に当たっては、国民の理解と合意を得るような最善の努力を尽くすべきであります。この点について厚生大臣はどのようにお考えか、決意をまず明確にお聞かせ願います。

私は、制度体系の抜本改正に当たっては、制度の公正化と安定化にこだえるよう、民社党が多年にわたって提唱してきた基礎年金制度を導入すべきだと考えます。保険料拠出の有無や長短にかかわらず、一律に社会的最低生活を保障する基礎年金制度については、昭和五十二年の社会保障制度審議会と年金制度基本構想懇談会の中間意見でもその創設を提言しており、国民合意も形成されていきます。基礎年金制度の創設に対する厚生大臣の具体的な見解をお伺いいたします。

さて、今回の共済統合法案は、年金一元化の一環として位置づけられておりますが、今後の一元化との関係が不明確であり、実態的には国鉄救済法案ではないかとの意見もあります。国鉄共済は破産状態にあり、その健全化の緊急性は十分に承知しておりますが、破産状態に追いやった責任は政府にあることもまた事実であります。国鉄は、戦中から戦後にかけて、政府の要請によつて大量輸送体制を確保するため多数の職員を採用してまいりました。その結果、国鉄の人員構成は著しくひずみを生じるとともに、これら職員の多くが外地からの引き揚げ者や旧軍人等であつたため、国鉄が相当の追加費用を負担することとなつたのであります。しかも、これから昭和六十年にかけて、当時採用された人々が大量に定年退職を迎えるため、国鉄共済年金はさらに成熟度を増し、昭和六十二年度には文字どおり破綻状

態に陥ることが確実となつております。こうした経過を見れば、国鉄共済年金がいざれ今日のような事態を迎えることは十分に予測されたはずであります。

しかるに、政府はかかる事態を回避するための政策を積極的に講ずることなく、無責任にもこれを放置し続けてきたのであります。その意味で、国鉄共済年金を破綻に陥れた第一の責任は政府にあると言わざるを得ませんが、運輸大臣の所見を賜りたいと思います。

また、政府の責任を明確にするためにも、この際、財政調整額の一部を政府負担とすべきだとの強い意見もありますが、その意見に対する運輸大臣の見解をあわせて明らかに願います。

また、共済年金の統合に際して避けることのできない電電公社の経営形態の問題を先送りにしたことにはきわめて遺憾であります。昨年七月、臨時行政調査会が第三次答申において、電電公社など公社の抜本的改革方策を提示し、政府も答申の最大限尊重を天下に公約したことはよもやお忘れではありますまい。しかも政府は答申を受けて、電電、専売公社の改革法案を今国会に提出する方針を閣議決定したのであります。

しかし、開けば政府・自民党内に特殊法人化、民営化、現行維持などの意見が噴出し、今日に至るまで一向にまとまる気配がないというではあります。一体政府は、電電公社の改革をいかに有利運用をすれば、財政投融資の原資になっております。これに対し、共済年金は自主運用を原則としており、国家公務員共済組合では、五十六年度末で三一・七%を有価証券、信託を質問をいたします。

厚生年金と国民年金の積立金は、毎年四兆円ずつ増加し、五十七年度末の累計額は約三十九兆二千億円に達しています。現在、この積立金は、その全額が資金運用部に預けられ、財政投融資の原資になっております。これに対し、共済年金は自主運用を原則としており、国家公務員共済組合では、五十六年度末で三一・七%を有価証券、信託等により有利運用をしています。厚生年金と国民年金においても、共済年金と同様に有利運用をしますと、金利が〇・一%高くなるだけで年間四百億円程度の増収になります。今後、年金財政が窮迫化するのを避けられないといえます。急激に国民負担を増大させないよう、國みずからが年金財政の安定化に努力すべきであります。私は、厚生年金と国民年金の積立金については、共済年金と同様、自主運用を原則とすべきだと考えますが、当面、積立金の一部を自主運用できる道を切り開くべきであると思われます。

まことに、

次に、共済年金の基本的な問題について大蔵大臣の所見を伺います。

まず一つは、共済年金と厚生年金の官民格差の問題です。将来の公的年金一元化を考えるならば、共済年金と厚生年金の役割り上の差、支給実態の差を埋めていかなければなりません。共済年金の改革に当たって、まず初めに着手すべきは、

公的年金部分と企業年金部分の役割りの明確分離であります。支給開始年齢、併給の問題、年金水準等、同一の基準にそろえていかなければならぬと思いますが、大蔵大臣のお考えをお示しください。

年金の積立金は労使による保険料にばかりなりません。それゆえ、積立金の運用に当たっては、これら拠出者の意見が反映されなければなりません。しかし、現在の資金運用審議会には労使の代表が委員となっていないことは遺憾であります。私は労使の代表を資金運用審議会に加えるべきだと思います。

また、

次に、現在、共済年金の年金額の算定方式は、共済方式と通年方式の二本立てになっており、両者のうち高い年金を選択できることになつています。今後、年金制度を一元化するためにも、また、現に退職年金受給者の約六割の人たちが通年方式を選択している実態から見ても、この際、共済年金の算定方式を通年方式に一本化すべきであります。算定方式を通年方式に一本化する考へはないのですか、大蔵大臣の明快な答弁を求めます。

次に、年金資金の自主運用について厚生大臣に質問をいたします。

厚生年金と国民年金の積立金は、毎年四兆円ずつ増加し、五十七年度末の累計額は約三十九兆二千億円に達しています。現在、この積立金は、そ

れぞれ相互扶助という崇高で美しい人間愛から出発したものであり、わが国の憲法は、すべての国民に健廉で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、社会保障の向上、増進に対する國の責務を明記しております。

政府は、財源不足を理由に福祉を後退させた

り、将来に対する不安を国民に抱かせたりしないで、ただ人気取りに終始せず、計画的に福祉行政に取り組んでいかれるよう強く反省を求め、私の質問を終わります。(拍手)

内閣総理大臣臨時代理齋藤邦吉君登壇

○内閣総理大臣臨時代理(齋藤邦吉君) 玉置議員の御質問にお答え申し上げます。

まず第一の御質問は、公的年金制度のあり方に

ついてでございます。

公的年金制度につきましては、わが国が高齢化のピークを迎える二十一世紀においても、制度の長期的安定を図るということ及び制度全般の整合性を確保するということを基本といたしまして、公的年金制度一元化という長期的展望に立つて、給付と負担の関係等制度全般の見直しを進める必要があると考えております。

なお、二番目には、社会保障負担の限界の問題についてのお尋ねでございます。

租税及び社会保障負担の限界をどう見るかは、

主運用について、厚生大臣はどのような見解をお持ちであるのか明らかにしていただきたいと思いま

す。

年金の積立金は労使による保険料にばかりなりません。それゆえ、積立金の運用に当たっては、こ

という問題であります、政府としては、現在ヨーロッパ諸国の水準、すなわち、対国民所得五〇%というようなことであつてはならない、それよりはかなり低目に抑えることが必要であるといふ臨調の基本答申の意見をも参考にしつゝ、給付と負担の水準について、国民の合意を得ながら、安定した社会保障の確立に努めてまいりたいと考えております。

次のお尋ねは、三公社の経営形態変更の問題についてお尋ねがございました。

卷之三

というものについてはむずかしい点があるうかと思います。しかしながら、共済年金の公的年金部と分について、両制度間に合理的でない相違点があることも事実でございます。今後は、公的年金全体の一元化を展望しながら制度の再編・統合を進めていくことが必要でございまして、その際に、いわゆる官民格差としての議論のある部分を含めて厚生年金との整合性を図っていくよう検討していくつもりたいと考へております。

それから次は、四月一日の公的年金制度に関する

今までに改革の具体的な内容、手順等について成案を得ることにしております。

積立金の管理運用のあり方につきましては、年金制度改革の中でも重要なテーマであると考えておりますし、今後、社会保険審議会などの御意見をいただきまして、厚生省としての結論をまとめたい、こういうふうに考えているところでございます。(拍手)

国鉄に引き継ぎましてはすでに現在、国鉄再建監理委員会の設置を主な内容とする法律の御審議を

お願いしておるわけでもございますが、電電、専売の改革につきましては、関係省庁を中心に所要の

検討を進めておるところであります。何分、電

は、それぞの担う事業、制度の重要性、その社

会的影響をめぐりまして種々の問題がございますので、関係各方面との調整を進めておるわけでござい

ざいますが、具体的な改革方法についての結論を

見出されば、また若干の期間をせうだいしなければならないかと考えております。いずれにせ

よ、臨調答申の趣旨に沿いながら、なるべく速やかに所要の結論を得られるよう、引き続き政部

内において努力をいたす考え方でございます。

いたさせます。(拍手) 残余の質問にござましては、関係大臣から答弁

〔國務大臣竹下登君登壇〕

○国語文目(竹下登著) 王體讀員のいわゆる官田  
格差問題でござります。

この官民格差と言われておりますものは、年金額の算定方式、支給開始年齢、併給調整、退職後

に民間に再就職したときの年金支給等であろうかと思つてゐる。

と思われます

沿革、これらを異にしております(?)から、両制度間で存在する相違が直らじ、つゆる制度、分

革が異なりますだけに、それが格差だという断定

というものについてはむずかしい点があろうかと思います。しかしながら、共済年金の公的年金部 分について、両制度間に合理的でない相違点があることをも事実でござります。今後は、公的年金全體の一元化を展望しながら制度の再編・統合を進めていくことが必要でございまして、その際に、いわゆる官民格差としての議論のある部分を含めて厚生年金との整合性を図っていくよう検討してまいりたいと考えております。

それから次は、四月一日の公的年金制度に関する関係閣僚懇談会決定では、昭和六十一年までに共済年金と厚生年金等との関係整理を図ることとしておりますので、こうした改革を進める中で給付算定方式、この問題については検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、資金運用部資金法に基づく、いわゆる資金運用部資金法第十条の審議会の委員の問題でござります。

これは幅広い学識経験を持たれる方、そしてこの方々によりまして客観的な立場にある御審議をいただき、こういう形で構成されておるわけでござります。したがって、十分活発な審議をいたしておりますので、審議会の構成そのものについて特に見直す必要は今日ないというふうに考えておるところでございます。(拍手)

○國務大臣林義郎君登壇

〔國務大臣林義郎君登壇〕

御質問の第一は、年金制度の一元化という方針が打ち出されているけれども、いつまでにどのようにして国民の理解を得ながら進めていくのか、こういう御指摘だと思います。

年金制度の一元化など制度体系のあり方を含めまして、今後の公的年金制度のあり方ににつきましては、昨年九月に閣議決定されました「公的年金制度改革の進め方について」というのがございますが、これに沿いまして、昭和五十八年度

今までに改革の具体的な内容、手順等について成案を得ることにしております。

現在、厚生年金、国民年金の次期制度改正に向けて制度の見直しを検討しているところでございますが、その際に、関係審議会に当然のことながら御審議をお願いし、また有識者調査を実施するなどいたしまして、幅広く各方面からの御意見を聞いて、理解と合意を得るよう最大の努力を傾けてまいりたい。

年金というのは、先ほど先生から御指摘のございましたように、広く国民全体のものである。そういう観点に立ちまして、広く国民のコンセンサスを求めなければならないものだというふうに認識をしているところでございます。

次に、基礎年金の導入について、先生御指摘の基礎年金構想についてどんな考え方を持っているのかという御質問でございます。

今後の公的年金の制度体系のあり方を考えるに当たりましては、先生御指摘の基礎年金、いろいろございますが、基礎的な年金を創設し、その上に各制度を上積みするという考え方につきましても、参考としつつ検討を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

その次に、厚生年金の資金運用につきまして先生からいろいろと御指摘がございました。共済年金と同様に自主、有利運用を行うべきではないかというようなお話をございましたが、現在、私たちの方では、昭和五十九年度の制度改革に向けまして、厚生年金と国民年金の制度の見直しを進めているところでございます。その際には、給付水準の適正化を図る一方で、従来と同様に保険料の負担増をお願いせざるを得ないものと考えているところでございまして、こうした場合になりますと、年金財政に資するために、年金積立金の有利運用その他所要の方策によりまして負担増をできるだけ緩和する努力をするということが国民の納得を得る上で重要であるというふうに考えております。

○國務大臣(長谷川峻壇) 玉置さんにお答えいたします。  
〔國務大臣長谷川峻壇登壇〕

○國務大臣(長谷川峻壇) 玉置さんにお答えいた  
します。

御指摘のようにいろいろな御意見がありますけれども、国鉄共済の財政悪化の根本的な原因是、やはり国鉄共済年金が国鉄という企業の年金制度でありますから、その企業が受ける社会的なあるいは経済的な要因というものを真っすぐ受け取るわけでありまして、それが今日に至っておりまますから、ことに今日、私は国鉄関係の大臣もしておりますが、こういうときに、六十年度ではもうすでにパンク寸前と言われたときに、公的年金制度の再編と統合の一環として国家公務員と公共企業体職員の共済制度の統合を図るとともに、所要の財政調整を行っていくことこの法律案に対しましては、心から敬意を払うと同時に御協賛をいただきたい、こう思つておるわけであります。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) 渡辺貢君。

〔渡辺貢君登壇〕

○渡辺貢君 私は、日本共産党を代表して、ただいま提案された国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について、總理及び関係大臣に質問いたします。

本法案の基本的性格は、第一に、軍備拡大、大企業奉仕、福祉・教育切り捨ての臨調路線を具化するものであること、第二に、政府の重大な責任である国鉄経営危機と一体の国鉄共済制度の危機を労働者、国民の犠牲と負担に転嫁するものであり、第三には、国際水準に比べても遜色がない制度改正の中でも重要なテーマであると考えておりますし、今後、社会保障審議会などの御意見をいただきまして、厚生省としての結論をまとめたい、こういうふうに考えているところでござります。(拍手)

いなどと国民を偽り、給付水準の引き下げなど、すでに国会に提出されている地方公務員共済組合法案とともに公的年金制度の抜本的改悪をねらうものであります。

言うまでもなく、公的年金制度の再編・統合は、昨年七月の臨調基本答申を政府が全面的に尊重するとして推進してきたものであります。ところが、政府は、これまで公的年金制度全般の将来展望、内容について何らの具体策を示していないのでありますし、これは本法案の関係者はかりか、すべての国民に対する無責任な態度であると言わなければなりません。

そこで、私が第一にお尋ねしたいことは、臨調答申に基づく公的年金制度の再編・統合によつて、政府は国民に何を約束しようとするのか、その具体的な内容と展望についてであります。

現在、わが国における各種の老齢年金受給者は千二百万人、そのうちの約七割、八百万人は月額わずか二万円台の年金にすぎず、老後の暮らしを支えるにはほど遠い状態であります。しかも、人口の急速な高齢化が進み、多くの国民は老後の暮らしが大変な不安を抱いております。厚生年金、国民年金、共済年金などの公的年金制度を拡充、改善することこそ、こうした国民の不安にこたえる政府の緊急な課題なのであります。

ところが政府は、臨調答申がいう国際的にも通じない言い分を盾に、給付水準、支給開始年齢の見直し、国庫負担の引き下げ、保険料の値上げなど制度の抜本的改悪を進めようとしているのであります。

そればかりか政府は、行革一括法により、各年金制度への国庫補助四分の一の積立金への肩がわりと称する実質的な補助削減や、人勧の凍結、年金物価スライドの全面停止など、公的年金制度に対する国民の期待と信頼への裏切りを重ねてきております。

本法案について、政府が公的年金制度再編・統合の第一歩と言ふのであるならば、現行年金制度

の劣悪な給付水準をどのように改善するのか、急増する保険料や掛金をどうやって抑えるのか、スライド制度は確実に実施するのか、「括法による国庫補助削減分を、いつどのように返還するのか、給付費や事務費の国庫補助をどうするのかなど、再編・統合の具体的な内容について、総理及び年金担当大臣の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

第二に、国鉄共済年金に対する政府の責任についてお尋ねをいたします。

この法案の重大なねらいは、国鉄の経営悪化に伴う国鉄共済年金財政の危機を、国家公務員、他二公社職員の掛け金引き上げ、国鉄労使の負担増などで穴埋めしようとするものであります。

國鉄共済年金財政の急速な悪化には二つの要因があります。第一には、戦中、戦後の輸送の動脈を支えた大量採用の職員や、旧満鉄関係者など國家の政策目的に従つてきた世代の職員が、今日、大量に退職期を迎えていること。第二には、ピーカ時六十万人、国鉄共済年金発足時の一九五六年でさえ四十九万人もいた職員が、相次ぐ政府の合理化計画によって急激に削減され、近い将来には三十万人にまでされようとしていることがあります。

運輸大臣、こうした恩給期間に当たる費用負担については、本来の姿である国庫負担に戻すべきではありませんか。あわせて見解を伺いたいです。

(拍手)まさにこれは政府の責任であり、国鉄労使の負担、国公、公社職員、ひいては国民負担に転嫁することは断じて許されないのであります。

そこで、運輸大臣にお尋ねいたしたい。

一つは、こうした共済年金財政を悪化させた要因についての責任をどうお考えか。二つには、これまで政府が国鉄共済年金にどのような援助をしてきたのか、また今後どのようにすべきだと考へるかについてであります。明確な答弁を求めます。

あわせて運輸大臣にお尋ねしたいのは、共済年金財政とは別途に処理されているいわゆる追加費用の性格についてであります。

これは、現行共済年金制度発足前の旧制度期間

にかかる年金財源として、全額国鉄経営によつて負担されているわけであります。今年度の所要額は四千三百億円余り、国鉄共済年金発足時の一九五六年からの累積総額は実に二兆三千億円余りの巨額に達し、国鉄経営にとって重大な負担になつてゐるのであります。

旧制度期間の中には、鉄道院、鉄道省と言われた時期、旧満鉄や外地鉄道期間とともに軍人期間まで含まれております。これらの期間は他官庁とともに、恩給等として全額を国が負担すべきものであります。国鉄経営が年々巨額の赤字を発生している現状のもとで、国鉄に相交わらず国の負担の肩がわりをさせてるのは不當であり、その上共済年金が国鉄経営悪化の要因の一つなどと虚言を弄するなど言語道斷と言わなければなりません。

第三に、年金にかかる今後の負担の問題についてであります。

大蔵大臣、大蔵省による本法案施行後の保険料率予想では、国公共済と電気共済の場合、現行千分の百三の負担であるものが、一九八四年十月には千分の百七十になるとされております。この中には、本来の負担で処理すべき国鉄共済年金債務のため、一九八四年度以降千分の十二の新たな負担まで含まれているのであります。とりわけ国家公務員には、人勧凍結で収入を抑えながら、こうした筋の通らない負担増を押しつけているのであります。大蔵大臣は、このような不當な事態を承知の上で本法案を強行されるのか、明確な答弁を求めるものであります。

さて、本年度の政府予算に見られるように、軍事費、大企業補助金、海外経済協力費などは聖域化され、膨張する一方、その重圧のもとで、年

にかかる年金財源として、全額国鉄経営によつて負担されているわけであります。今年度の所

要額は四千三百億円余り、国鉄共済年金発足時の

一九五六年からの累積総額は実に二兆三千億円余りの巨額に達し、国鉄経営にとって重大な負担になつてゐるのであります。

年金の問題とあわせて不可分なのが、老後の暮

らしにとって重要な医療の問題であります。すで

に今年二月一日から老人医療費の有料化が強行さ

れた結果、病院、診療所にかかる

強制的に退院を迫られるなど、大変な社会問題を

引き起こしあります。このことは、年金制度の後退とあわせ、長い間世のために貢献、苦労さ

れたお年寄りに對して二重の苦しみを与えるものではありませんか。

総理、御存じですか、予算編成時、冬の厚生省

前のお年寄りの姿を。

落葉舞う霞ヶ関の石畳み生命とうとしと坐し

てとくわれ

と切々と歌われたことを。

そこで、総理にお尋ねいたします。

今後とも軍事費の拡大を軸とする予算編成が必

要であります。社会保障、年金制度の後退はやむを得

ないと考えておられるのかどうか。それとも、軍

縮を中心福祉、年金制度の充実に取り組まれる

のか。また、その具体的な第一歩として、老人医

療費無料化制度復活を決断すべきであると思いま

すが、国民の前にその所信を明らかにされたい

であります。(拍手)

最後に、私は、政府がこの法案を国会に提出する

までの経過と手続についてお尋ねをいたします。

政府の法案要綱については、国家公務員共済組合審議会で三公社関係者も加えて審議されたにもかかわらず、関係者間で意見の重大な対立があ

り、答申は、法案の内容には全く触れることがで

きず、単に審議経過を述べた異例のものとなつて

いるのであります。

さらに、総理の諮問機関である社会保障制度審

議会の答申も「国は、年金制度の技術的、制度的

調整を図り、関係者の十分な理解と基本的合意を

前提として案をまとめるべきである」とし、政府の「努力が著しく不足していたことを指摘せざるを得ない」としているのであります。

これらの経過に示されているようだ。政府が関係者間の意見の対立を放置し、しかも関係者に重大な利害を及ぼす本法案を強引に国会に提出したこととは、法律に定められている年金制度運営の民主的なあり方をないがしるにするとともに、国民の年金制度に対する信頼を著しく損なうものであります。

同時に、このような法案を安易に国会審議にゆだねようとする政府の態度は、議会制民主主義から大きく逸脱したものと断ざざるを得ないのであります。

私は、以上、本法案が持つ国民の利益に反する問題点とともに、法案提出に至る政府の不当な手順、手続を指摘し、関係者、国民の十分な理解と合意、コンセンサスを求めるために、本法案の撤回を強く求めます。(拍手)

○内閣総理大臣臨時代理齋藤邦吉君登壇】私は、以上お尋ねは年金改革の進め方でござります。

今後の公的年金制度の改革の基本は、年金給付の長期的安定を確保するということにあるわけでございまして、昨年九月の閣議決定において、昭和五十八年度末までに改革の具体的な内容、手順等について成案を得るとの方針を決定し、この方針に基づいて「公的年金制度改革の進め方」ということを決定し、五十八年度において、國家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行うとともに、地方公務員共済年金制度内の財政単位の元化を図り、将来の公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度全般の見直しを行っていく考えでございます。

次の渡辺議員のお尋ねは、社会保障費の取り扱い方についてのお尋ねでございます。

財政再建は当面緊急な課題であり、このため、行財政の守備範囲の見直しといふ見地から、すべ

ての施策、経費について、いわゆる聖域を設けることなく徹底して見直し、合理化を図る所存でございます。したがって、社会保障関係費等についても厳しく見直す考えでございます。ただ、その中でありますても、真に緊要な施策については、これまで十分配慮をしてきたところであります。福祉切り捨てなどということは全然考えていないわけでございます。

なお、老人医療の問題につきましてもお尋ねでございます。

老人保健法は、今後の高齢化社会の到来に対応し、予防、治療から機能訓練に至る総合的な老人保健医療対策の確立を図るという重要な法律でございまして、その適正かつ円滑な運営に十分留意してまいりたいと考えております。お尋ねのよ

うな老人医療費の無料化制度の復活は考えておりません。

それから最後に、法律を国会に提案するに当たりましていろいろな審議会において御審議をいたしましたわけございますが、なるほどいろいろ種々の意見はあつたにいたしましても、関係審議会において十分議論が尽くされた上で答申をいたしております。それでございまして、これを撤回する考え方ございません。(拍手)

○國務大臣竹下登君登壇】

和五十八年度末までに改革の具体的な内容、手順等について成案を得るとの方針を決定し、この方針に基づいて「公的年金制度改革の進め方」ということを決定し、五十八年度において、國家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行うとともに、地方公務員共済年金制度内の財政単位の元化を図り、将来の公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度全般の見直しを行っていく考えでございます。

そこで、今回の法律案は、公的年金制度の再編・統合の一環として、年金制度の改革の第一歩を進めるという意味を持っておりますので、五十七年度の給与改定問題とは全く別個の問題であるというようにお考えをいただきたいと思います。

それからもう一つはスケジュールの問題、公的年金制度再編・統合のスケジュールを、こういうありますし、また、国鉄共済組合に対する財政調整事業は実質的には昭和六十年度から実施することとしておりますので、五十七年度の給与改定問題とは時間的にもこれまた関係が全くない、このように考えておりますので、どうか別個の問題として冷静に御議論をお願いをいたします。(拍手)

【國務大臣林義郎君登壇】

○國務大臣(林義郎君) 渡辺先生からの御質問の第一点は、公的年金制度の再編・統合を行う場合に、給付水準、国庫負担、保険料率、支給開始年齢、人効凍結の場合のスライド実施など、具体的な内容についてどう考えているかという御指摘だと思います。

高齢化社会の到来を控えまして、老後の所得保障の中核としての公的年金制度の重要性は一層高まりつつあることは御指摘のとおりでありますし、わが国社会が高齢化のピークを迎える二十一世紀に向かって制度の長期的安定を図っていくことが必要不可欠なことは、たびたび申し上げているところでございます。

現在、厚生年金保険、国民年金の昭和五十九年度制度改革を目標にしているとやっておりましたが、御指摘のような諸問題につきましては、給付と負担の両面にわたって終点検をしなければならないところでございます。

この場合におきまして、現役労働者の生活水準や負担と年金の給付水準とのバランスを図るという観点に立ちまして、制度の見直しを進める必要があると考えております。

これらの諸点につきましては、現在関係審議会におきまして、次期制度改正に向け、専門的な御審議をいただいているところでございますので、その御意見等も踏まえまして、具体的に詰めてまいりたいと考えております。

それからもう一つはスケジュールの問題、公的

年金制度再編・統合のスケジュールを、こういう話でございましたが、先ほど總理から御答弁がありましたと全く同じでございますので、私から改めて申し上げることは差し控えさせていただきたいと思います。(拍手)

【國務大臣長谷川峻君登壇】

○國務大臣(長谷川峻君) お答えいたします。

満州から引き揚げた人々もおつたということ、あるいはまた終戦後いろいろな人々を国鉄が抱えた、そういうことも大きな原因ですけれども、問題は、企業が小さいですから、年金の赤字が年々大きくなる。これを今度改正するためにやることであります。追加費用の問題は、これは前からの話でございまして、その適正かつ円滑な運営に十分留意してまいりたいと考えております。お尋ねのよ

うな老人医療費の無料化制度の復活は考えておりません。

○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

午後三時三十九分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣臨

時代理

國務大臣

大蔵大臣

竹下登君

厚生大臣

林義郎君

農林水産大臣

金子岩三君

運輸大臣

長谷川峻君

郵政大臣

松垣徳太郎君

自治大臣

山本幸雄君

國務大臣

塙崎潤君

**出席政府委員**

(政府委員退任)

穴倉 宗夫君

自治省行政局公務員部長 坂 弘二君

異動前の  
氏名  
異動後の  
異動

官職名  
年月日

事務局長 整委員会 桐澤昭夫（退職）昭和五六年

(議員死去)  
一、三重県第一区選出議員田口一男君は、去る一

日死去された。

（理事補欠選任）  
一、去る四月二十八日、社会労働委員会におい

て、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 森井 忠良君(理事田口一男君云本四月二十八日理事辞任につきその補

(常任委員辭任及び補欠選任)

（前略）  
一、去る四月二十八日、議長において、次のとお

り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

內閣委員

辭任  
石井  
一君  
補欠  
保利  
耕輔君

字野宗佑君

上草義輝君  
白川勝彦君  
羽田孜君

狩野明男君  
吉田義一君  
与謝野馨君

宮崎 茂一君  
角屋堅次郎君  
安井 吉典君

穀 茂君 宮崎 茂一君  
川 勝彦君 上草 義輝君

日月 慶雲  
谷 洋一君

羽田 政君 小渡 三郎君  
保利 耕輔君 石井 一君

与謝野 肇君 狩野 明男君

### 朗読を省略した議長の報告

昭和五十八年五月十日 衆議院会議録第二十号

## 朗読を省略した議長の報告



を加え、同項第五号中「作付」を「作付け」に改め、同項第六号中「措置」の下に「又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置」を加え、同項第七号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同条第三項中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、第一章の二中同条の次に次の二条を加える。

(経営改善計画)

第二条の五 前条第一項の認定を受けた市町村長は、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者から省令で定めるところによりその作成した経営改善計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その経営改善計画が同項の認定に係る市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。

内用牛生産の振興に関する法律第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村計画が作成された市町村以外の市町村の区域内において畜産業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、資金の貸付けを行うことができる。

前条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第三号の規定（前項の規定によりその例による場合を含む。）により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

#### （日本中央競馬会法の一部改正）

第四条 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のよう改訂する。

第三十六条第一項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

（畜産物の価格安定等に関する法律の一項改正）

第五条 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十三号）の一部を次のよう改訂する。

（畜産物の価格安定等に関する法律）を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

（奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正）

第五条第一項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

第六条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第二百五十五号）の一部を次のよう改訂する。

（第二条第三項第二号中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改めること）

（農林水産省設置法の一部改正）

第七条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三号）の一部を次のよう改訂する。

（第三十四条第一項の表畜産振興審議会の項目及び中央生乳取引調停審議会の項目中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改めること）

#### 理由

最近における酪農及び肉用牛生産の事情の変化、牛肉の需要の推移等にかんがみ、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置、肉用子牛の価格の安定を図るために必要な発達を図り、あわせて牛肉の安定的な供給にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酪農振興法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
（一）題名及び目的の改正  
題名を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

（二）議案の内容  
現行の酪農近代化計画制度を改め、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的に推進するための計画制度とすることとし、国との基本方針、都道府県計画及び市町村計画の内容に、肉用牛生産の近代化を図るために必要な措置を講ずることとする。

（三）議案の可決理由  
本案は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達を図る措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

昭和五十八年四月二十八日

農林水産委員長 山崎平八郎

〔別紙〕

酪農振興法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議  
衆議院議長 福田 一殿

大畜生産の振興は、今後の牛肉、牛乳・乳製品の需要の堅調な伸びに応えるとともに、国内資源の有効活用とあわせ地域農業の展開、農山村

ることとすること。

四 肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化に関する措置

1 肉用子牛の価格安定制度につき法制化を行ふこととし、

（1）国及び都道府県は、肉用子牛の価格の著しい低落に際し生産者補給金を交付する事業を行う都道府県との公益法人に對し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うように努めることとする。

（2）国は、全国規模の公益法人で、都道府県ごとの公益法人に生産者補給金の交付に充てるために必要な資金を貸し付ける事業等を行うものに対し、その事業の円滑な実施のために必要な援助を行うよう努めることとする。

2 国は、肉用牛生産の健全な発達に資するため、牛肉の产地処理の推進、牛肉の取引規格及び品質表示の普及等牛肉の流通の合理化のために必要な措置を講ずるように努めることとする。

3 経営改善計画の作成に当たつては、過剰投資につながることのないよう十分指導することともに、畜産經營拡大資金については、資金需要の実態に応じた融資枠の確保、借入手続の簡素化等に努めること。

4 繁殖經營の健全な育成に資するよう、肉用子牛価格安定事業の推進に必要な予算の確保に努めること。

5 牛肉の流通合理化を図るために、産地食肉センター等の整備、取引規格の改善及び品質表示の普及等必要な措置を講ずること。

6 肉用牛の生産振興とあわせ、酪農の固定化負債の整理等酪農經營の体質の改善強化を図る各種施策の実施に的確を期することも、飲用牛乳の流通については、秩序ある取引と適正な価格形成が図られるよう早期に体制の整備をすること。

7 合理的な大家畜生産の基盤となる粗飼料の増産を図るため、草地開発と田畠輪換使用のための土地改良の推進、裏作の促進及び低利用資

の振興を図る上で重要な課題となつてゐる。

よつて政府は、大家畜生産を我が国の土地利用型農業の基軸として位置づけ、その積極的振興が図られるよう左記事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

四 税制の記

1 牛肉の国内生産の維持増大と肉用牛經營の安定・合理化を図るため、繁殖經營等の規模拡大、乳肉複合經營の育成、一貫經營の推進、肥育期間の短縮等に必要な各種施策の積極的な推進に努めること。

2 牛肉の輸入自由化及び拡大要請については、本委員会の決議の趣旨に従い、国内の畜産

農家が犠牲になることのないよう対処すること。

3 牛肉の輸入自由化及び拡大要請については、過剰投資の問題に従事する本委員会の決議の趣旨に従い、国内の畜産

農家が犠牲になることのないよう対処すること。

4 牛肉の輸入自由化及び拡大要請については、過剰投資の問題に従事する本委員会の決議の趣旨に従い、国内の畜産

農家が犠牲になることのないよう対処すること。

5 牛肉の輸入自由化及び拡大要請については、過剰投資の問題に従事する本委員会の決議の趣旨に従い、国内の畜産

農家が犠牲になることのないよう対処すること。

6 牛肉の輸入自由化及び拡大要請については、過剰投資の問題に従事する本委員会の決議の趣旨に従い、国内の畜産

農家が犠牲になることのないよう対処すること。

7 牛肉の輸入自由化及び拡大要請については、過剰投資の問題に従事する本委員会の決議の趣旨に従い、国内の畜産

農家が犠牲になることのないよう対処すること。

8 牛肉の輸入自由化及び拡大要請については、過剰投資の問題に従事する本委員会の決議の趣旨に従い、国内の畜産

農家が犠牲になることのないよう対処すること。

9 牛肉の輸入自由化及び拡大要請については、過剰投資の問題に従事する本委員会の決議の趣旨に従い、国内の畜産

農家が犠牲になることのないよう対処すること。

10 牛肉の輸入自由化及び拡大要請については、過剰投資の問題に従事する本委員会の決議の趣旨に従い、国内の畜産

農家が犠牲になることのないよう対処すること。



書が添付されていない家畜受精卵は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に移植してはならない。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一、本邦以外の地域から輸入された家畜受精卵

であつて、外国の政府機関その他省令で定め

る者により発行され、かつ、次に掲げる事項

を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書が

添付されているものを譲り渡し、又は雌の家

畜に移植する場合

イ、当該家畜受精卵の採取の用に供した雌の

家畜が省令で定める遺伝性疾患を有しない

ものであること。

ロ、当該家畜受精卵を採取するために種付け

の用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精

液を注入した場合にあつては、当該家畜人

工授精用精液の採取の用に供した雄の家

畜）が前項第一号イの要件に該当するもの

であること。

ハ、外国の法令により獣医師に相当するもの

を有する者その他省令で定める者が採取

し、省令で定める方法により、検査し、容

器に取れ、かつ、封を施した家畜受精卵で

あること。

二、家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的

に実施することができると認められる施設

において処理された家畜受精卵であるこ

と。

ホ、その他省令で定める事項

二、第十一條の二第二項ただし書又は前条第三項ただし書の場合

第十五條第一項を次のよう改める。

獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精

又は家畜受精卵移植を行つたときは、遅滞なく、家畜人工授精又は家畜受精卵移植に関する事項を家畜人工授精等に記載しなければならぬ。

第十五条第二項中「家畜人工授精師」を「獣医師」又は「家畜人工授精師」に改める。

二、第十六條第二項を次のように改める。

2、家畜人工授精師の免許は、農林水産大臣の指

定する者又は都道府県知事が家畜の種類別に行

う家畜人工授精に関する講習会又は家畜人工授

精及び家畜受精卵移植に関する講習会の課程を

修了してその修業試験に合格した者でなければ

ば、与えない。

第十六條第三項中「前項第一号に該当して」を削

り、「同項」を「前項」に、「業務」を「当該免許に係

る家畜人工授精の業務又は家畜人工授精及び家畜

受精卵移植の業務」に改める。

第十七條第二項中「左の」を「次の」に改め、同項

第三号中「昭和二十四年法律第百八十六号」を削

り、「基づく」を「基づく」に改め、同項第四号中「基

く」を「基づく」に改める。

第二十二條第一項中「家畜人工授精を」を「家畜

人工授精又は家畜受精卵移植を」に、「且つ、家畜

人工授精」を「かつ、家畜人工授精又は家畜受精卵

移植」に、「表示しなければ」を「提示しなければ」

に改め、同條第二項中「家畜人工授精師」を「獣医

師又は家畜人工授精師」に改め、「注入」の下に「若

しくは家畜受精卵の移植」を、「授精證明書」の下

に「若しくは移植證明書」を加え、「證明書を」を

「證明書の交付を」に改める。

第二十五條第一項中「家畜人工授精を適確に、

且つ」を「家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確

に、かつ」に改める。

第二十八條中「みずから家畜人工授精師」を「自

ら獣医師又は家畜人工授精師（家畜受精卵の処理

を行う家畜人工授精所にあつては、獣医師。以下

この条において同じ。）に、「の外」を「のほか」に、

「」に改める。

第三十一條中「その他家畜人工授精」の下に「又

は家畜受精卵移植」を加える。

第三十二條中「の外、第十三條第二項」を「のほ

か、第十三條第三項」に、「同條第四項の精液採

取に関する證明書」を「及び家畜受精卵證明書、同

又は家畜人工授精師」に改める。

条第六項の精液採取に関する證明書及び受精卵採

取に関する證明書」に改め、「授精證明書」の下に

「移植證明書」を加え、「第十六條第二項第二号」

を「第十六條第二項」に改める。

第三十四条第二項中「家畜人工授精師」を「獣医

師若しくは家畜人工授精師」に、「その他」を「家

畜受精卵移植その他」に改める。

第三十五条第一項中「その他家畜人工授精」の下

に「若しくは家畜受精卵移植」を、「精液」の下に

「若しくは家畜受精卵」を加える。

第三十六条第一項を次のように改める。

次に掲げる者は、実費を勘査して政令で定め

る額の手数料を納付しなければならない。ただ

し、国又は都道府県については、この限りでな

い。

一、第十條の規定による種畜證明書の書換交付

又は再交付の申請をする者

二、第十六條第一項の免許の申請をする者

三、第二十四条の許可の申請をする者

四、第三十二条の規定による家畜人工授精師免

許證の書換交付又は再交付の申請をする者

第五、第三十二条の規定による家畜人工授精師免

許證の書換交付又は再交付の申請をする者

六、第三十八条第一項の「左の」を「次の」に、「五万円」を

「五十万円」に改め、同條第一項中「又は第十一條」

を「第九條の二、第九條の三、第十一條又は第

十二条の二」に改め、同條第二項中「基づいて」を「基

づいて」に改め、同條第三項中「行なつた」を行つ

たに改める。

第七十九條中「第十三條第二項、第十四條第

一項若しくは第二項」を「第十三條第三項、第十

四條第一項、第二項若しくは第三項」に、「三万

円」を「三十万円」に改める。

第四十条中「左の」を「次の」に、「一円」を「十

万円」に改め、同條第一項中「第十三條第四項」を

「第十三條第六項」に改め、同條第四項中「第十三

条第三項」を「第十三條第五項」に改める。

第四十一条中「一千円」を「二万円」に改める。

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（一）議案の要旨及び目的

（二）家畜受精卵移植に関する規制の創設

（三）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及

を講ずること等により、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図る必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

（一）議案の要旨及び目的

（二）家畜受精卵移植に関する規制の創設

（三）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（七）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（八）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（九）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（十）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（十一）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（十二）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（十三）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（十四）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（十五）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（十六）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（十七）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（十八）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（十九）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（二十）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（二十一）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（二十二）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（二十三）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（二十四）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（二十五）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（二十六）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（二十七）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（二十八）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（二十九）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（三十）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（三十一）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（三十二）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（三十三）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（三十四）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（三十五）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（三十六）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（三十七）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（三十八）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（三十九）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四十）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四十一）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四十二）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四十三）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四十四）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四十五）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四十六）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四十七）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四十八）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（四十九）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五十）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五十一）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五十二）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五十三）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五十四）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五十五）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五十六）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五十七）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五十八）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（五十九）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六十）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六十一）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六十二）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六十三）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六十四）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六十五）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六十六）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六十七）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六十八）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（六十九）家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図るために、技術の特性に応じた所要の規制を行ふこととする。

（七十）家畜受精卵

ているものは、国内において譲渡、注入できることとする。

(三) 家畜人工授精師制度の改善

- 1 獣医師は、家畜人工授精師の免許を受けなくても、家畜人工授精の業務を行うことができる。
- 2 家畜人工授精師のうち、家畜受精卵移植に関する免許を受けた者は、家畜受精卵移植の業務を行えることとする。

(二) 議案の可決理由

本案は、家畜の改良増殖を促進し、畜産の振興を図る措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年四月二十八日 農林水産委員長 山崎平八郎

[別紙]

衆議院議長 福田 一殿

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、家畜の改良増殖事業の促進が畜産の安定的発展の基本的要件であることにかんがみ、国内における事業体制の一層の整備拡充に努めるとともに、本法の運用等に当たつては左記事項の実現に留意すべきである。

二 海外から輸入される家畜人工授精用精液及び家畜受精卵移植について、我が国への畜産改良の促進に資することを基本として、国内の改良増殖体制に混乱を生じないよう十分な配慮を行うこと。

また、優良遺伝子の導入が図られるよう、海外との情報交換や技術交流を積極的に進めるこ

と。

(四) 受精卵移植の実用化等家畜繁殖分野に係る技術

が急速に進歩している実情にかんがみ、獣医に於ける免許を受けた者は、家畜受精卵移植の業務を行えることとする。

(二) 議案の可決理由

本案は、家畜の改良増殖を促進し、畜産の振興を図る措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年四月二十八日 農林水産委員長 山崎平八郎

[別紙]

衆議院議長 福田 一殿

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案に

付することに決した。

(組織)

第四条 審議会は、委員七人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、行政の改善問題に関する専門知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者の中から、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他の委員たるに適しない非行(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第一條 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、附属機関として、臨時行政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、臨時行政調査会(昭和五十六年三月十六日に設置され、昭和五十八年三月十五日に廃止されたものをいう。)の行つた行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申する。

(意見等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条の意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力等)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第二条第四号の二に規定する法人(次項において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、

説明その他の必要な協力を求めることができる。

二 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

三 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第八条 審議会の調査事務その他の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中臨時行政調査会の項を次のように改める。

臨時行政改革推進審議会設置法(昭和五十八年法律第二百二十七号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。	
審議会	臨時行政改革推進審議会設置法(昭和五十八年法律第二百二十七号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。



告がされたとき。

五、主務大臣がその職員に、外国登録製造事業者の特定製造設備及び特定検査設備について、主務省令で定めるところにより、定期的に、検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

六、主務大臣がこの法律を施行するため必要があると認めて、その職員に、外国登録製造事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫において本邦に輸出される特定製品、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七、前号の規定による検査において、主務大臣が、外国登録製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査をさせることが著しく困難であると認められる特定製品を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

八、不正の手段により前条第一項の登録を受けたとき。

九、第八条第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

二、第二十八条第二項の規定は、前項第五号の検査に準用する。

三、国は、第一項第七号の規定による請求によつて生じた損失を外国登録製造事業者に対して、補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。

四、外国登録製造事業者に係る特定製品の型式の承認等)

第三十二条の四 外国登録製造事業者は、製造しようとする特定製品であつて本邦に輸出されるものの型式について、型式の区分に従い、主務大臣の承認を受けることができる。

2 第二十三条第一項及び第三項、第二十四条第一項、第二十五条並びに第三十一条の規定は前項の承認に、第二十六条(第一項ただし書第一号を除く。)、第二十七条、第二十九条及び第三十五条(第一号を除く。)の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第十四条第二号中「第八条第一項」とあるのは「第三十二条の二第一項」と、第二十六条第一項の「第一項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「当該承認に係る型式の特定製品」とあるのは「当該承認に係る型式の特定製品で本邦に輸出されるもの」と、第二十六条第一項たゞし書第一号中「輸出用以外の特定」とあるのは「特定」と、第二十九条及び第三十五条第二号中「特定製品」とあるのは「本邦に輸出される特定製品」と、第二十九条中「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出される特定製品」と、「附することを禁止する」とあるのは「付さないよう請求する」と、第三十五条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国登録製造事業者に係る承認の取消し)

第三十二条の五 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた外国登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一、第三十二条の二第一項において準用する第三十三条第二項若しくは第十四条又は前条第二項において準用する第二十六条第二項の規定に違反したとき。

二、第三十二条の二第一項において準用する第三十三条第二項若しくは第十四条又は前条第二項において準用する第二十六条第二項の規定に違反したとき。

三、第八十六条第一項の条件に違反したとき。

四、不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

第三十三条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項第二号中「行なう者」を「行う者(外国において本邦に輸出される特定製品の製造の事業を行なう者を含む。)」に、「第二十一条から第三十条まで」を「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」、「第二十九条(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」、「第三十条から第三十条まで及び第三十一条を「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」、「第二十八条、第二十九条(第三十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「第二十九条(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」、「第二十八条から第三十条まで及び第三十一条を「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」、「第二十九条(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」、「第三十条(第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。)」、「第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」、「第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」、「第三十二条の三及び第三十二条の五」に改め、同条第四項中「又は第三十二条を「、第三十二条、第三十二条の三又は第三十二条の五」に改める。

第三十五条第一号中「行なう」を「行う」に改め、「第二十七条」の下に「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「附されて」を「付されて」に改める。

第三十五条第一号中「行なう」を「行う」に改め、「第二十七条」の下に「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「附されて」を「付されて」に改める。

第三十六条第一項中「又は第二項」を「から第三項百四号」の一部を次のよう改正する。

第二条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のよう改正する。

第三十七条の二中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五十六条の三第二項に次のたゞし書を加える。

たゞし、当該特定設備について、次項の特定設備検査の申請がされている場合は、この限りでない。

第五十六条の三第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の規定に次の一項を加える。

3 外国において本邦に輸出される特定設備の製造をする者は、通商産業省令で定めるところにより、その特定設備について、通商産業大臣、協会又は指定検査機関が行なう特定設備検査を受けることができる。この場合において

て、その特定設備検査を受けようとする者は、その特定設備の輸入の前にその申請をしなければならない。

第五十九条の二十八第一項第四号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第七十五条中「第五十六条の三第三項」を「第五十六条の三第四項」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第三条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

自次中「第六十七条」を「第六十七条の五」に改める。

第三十九条中「第六十三条」及び「第六十二条第一項ただし書」の下に「（第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十二条中「第六十三条」の下に「（第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十四条第一号中「第五十四条」の下に「又は第六十七条の三第一項」を加え、同条第三号中「行なう」を「行う」に改める。

第五十六条の二第一項の登録を受けていたる場合において、当該登録が取り消されたとき。

第五章第一節第二款中第六十七条の次に次の四条を加える。  
（外国製造事業者の登録等）

第六十七条の二 外國において本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等の製造の事業を行なう者は、事業区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。  
2 第四十三条第二項及び第三項、第四十四条から第四十七条まで、第五十三条、第五十五条並びに第五十七条の規定は前項の登録に、

第四十二条、第四十八条から第五十二条ま

で、第五十六条、第六十条及び第六十五条の規定は前項の登録を受けた者以下「外国登録製造事業者」という。に準用する。この場合

において、第四十二条中「何人も」とあるのは「外國登録製造事業者は」と、同条及び第六十五条中「第一種液化石油ガス器具等」とあるのは「本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等」と、同条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

（外国登録製造事業者の登録の取消し等）

第六十七条の三 通商産業大臣は、外国登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三十九条、第四十二条（前条第二項において準用する場合を含む。）、前条第二項において準用する第四十九条又は次条第一項において準用する第六十二条第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第四十四条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第二項において準用する第六十五条又は次条第二項において準用する第六十四条若しくは第八十条の七（第一号及び第二号を除く。）の規定による請求に応じなかつたとき。

四 通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外國登録製造事業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外國登録製造事業者の事務所、営業所、工場、本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等の保管場所その他その他の業務を行う場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査を

させ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対する答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、外國登録製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査をさせることが著しく困難であると認められる第一種液化石油ガス器具等を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 不正の手段により前条第一項の登録を受けたとき。

八 第四十三条第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

九 国は、前項第六号の規定による請求によって生じた損失を外國登録製造事業者に對し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。

（外國登録製造事業者に係る第一種液化石油ガス器具等の型式の承認等）

第六十七条の五 通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた外國登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第六十七条の二第二項において準用する第四十八条第二項若しくは第四十九条又は前条第二項において準用する第六十二条第二項の規定に違反したとき。

二 第六十七条の二第二項において準用する第六十五条又は前条第二項において準用する第六十四条若しくは第八十条の七（第一号及び第二号を除く。）の規定による請求に応じなかつたとき。

三 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

石油ガス器具等」とあるのは「当該承認に係る型式の第一種液化石油ガス器具等で本邦に輸出されるもの」と、第六十二条第一項ただし書中「輸出用その他特定」とあるのは「特定」と、第六十四条及び第六十条の七第二号中「第一種液化石油ガス器具等」とあるのは「本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等」とあるのは「特定」と第六十四条中「期間を定めて」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

（外國登録製造事業者の承認の取消し）

第六十七条の六 通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた外國登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第六十七条の二第二項において準用する第四十八条第二項若しくは第四十九条又は前条第二項において準用する第六十二条第二項の規定に違反したとき。

二 第六十七条の二第二項において準用する第六十五条又は前条第二項において準用する第六十四条若しくは第八十条の七（第一号及び第二号を除く。）の規定による請求に応じなかつたとき。

三 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

五 第六十八条中「第六十条第一項」の下に「（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六十八条中「第六十条第一項」の下に「（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六十八条中「第六十条第一項」の下に「（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

六五〇

第八十六条第一項の表第六号中「第五十八条第一項」の下に「若しくは第六十七条の四第一項」を、「第六十一条第一項」の下に「第六十七条の四第二項」において準用する場合を含む。」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「行なう」を「行う」に改め、「第四十三条第一項」の下に「若しくは第六十七条の二第一項」を、「第五十八条第一項」の下に「若しくは第六十七条の四第一項」を、「第六十一条第一項」の下に「第六十七条の四第二項」において準用する場合を含む。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第六十七条の二第一項の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。

第八十八条第四号中「第五十八条第一項」の下に「又は第六十七条の四第一項」を加え、同条第五号中「第六十六条」の下に「第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。」を、「第六十七条」の下に「若しくは第六十七条の五」を加える。

第九十条第一項中「第六十四条」の下に「(第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。)を、「第六十七条」の下に「第六十七条の五」を加える。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第四条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第五条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

1 第九十三条中「第三条第一項」の下に「第五条第二項」を加える。

2 同条第一項中「三月以内」とあるのは、「四月以内」と読み替えるものとする。

3 第九十五条の二第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者は、第一項の承認を受けることができない。

4 第九十五条の二(同条第一項第二号及び第四号を除く)、第九十六条、第九十六条の四第一項、第九十六条の五第一項及び第九十六条の九の規定は、第一項の承認に適用する。この場合において、同条中「第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認をしたときは」とあるのは、「第九十六条の十の二第一項の承認をしたとき、又は第九十六条の十の二第一項の承認を取り消したものとする。」と読み替えるものとする。

5 第九十六条の二第二項及び第三項並びに第九十六条の四第一項の規定は第二項の試験に、第九十六条の五第一項の規定は第二項の試験の申請があつた場合においてその申請に係る計量器について不合格の判定をしたときに準用する。この場合において、第九十六条の四第一項中「承認又は不承認の処分」とあるのは、「合格又は不合格の判定」と読み替えるものとする。

&lt;/div

昭和五十八年五月十日 衆議院会議録第二十号

外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六五

の所在の場所において職員に検査させることが著しく困難であると認められる計量器具を期間を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたときは、前項第1号の規定による請求に對する

国は、前項第五号の規定による請求によつて生じた損失を承認。外國製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において補償すべき損失は、同号の規定による請求により通常生ずべき損失とする。

第一百八十二条の十第一項に後段として次のようつに加える。

この場合において、第百七十六条中「第一百八十八条」とあるのは、「第一百八十二条の九又は第一百八十二条の十の四第一項」と読み替えるものとする。

この場合において、同条中「第一百七十四条各号」とあるのは、「第一百八十二条の三各号」と読み替えるものとする。

(外国製造者に係る指定)  
第一百八十二条の十の二 外国において特殊容器の製造の事業を行う者は、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣の指定を受けること並ができる。

第九十六条の九、第一百七十六条、第一百八十二条の三、第一百八十二条の四及び第一百八十二条の八の規定は前項の指定に、第一百七十九条及び第一百八十二条の五から第一百八十二条の七までの規定は同項の指定を受けた者(以下「指定外國製造者」という。)に準用する。この場合において、第九十六条の九中「又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認をしたときは」とあるのは

「は、第百八十二条の十の二第一項の指定をしたとき、同条第二項において準用する第百七十九条の規定による届出（同項において準用する第百八十二条の三第一号又は第五号の事項に係るものに限る。）を受理したとき、又は第百八十二条の十の四第一項の規定により指定を取り消したときは」と、第百七十六条中「第百八十二条」とあるのは「第百八十二条の九又は第百八十二条の十の四第一項」と、第百七十九条中「第百七十四条各号」とあるのは「第百八十二条の十の二第二項において準用する第百八十二条の三各号」と読み替えるものとする。

四 なくなつたとき。  
第一百八十二条の二第二項において選用する第一百八十二条の五の規定により届け出た製造管理規程を実施しないと認めるとき。

「第二百一十二条第二項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に、「若しくは第九十六条の三第一項」を、「第九十六条の三第一項若しくは第九十六条の十の二第一項」と、「の指定、第一百八十二条の八ただし書」を「若しくは第一百八

十一条の二第一項の指定、第二百八十二条の八ただし書（第二百八十二条の二第二項において準用する場合を含む。）に、「若しくは第十九条の三第二項を、第九十六条の三第二項

若しくは第九十六条の十の二第二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の  
一項を加える。

**2** 第百八十二条の二第一項の指定を受け  
ようとする者又は同条第二項において準用す  
る第百八十二条の二ただし書の再指定を受け

ようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。

別表第十七号、第十八号及び第十九号中「又一項若しくは第三項又は第百八十二条の十の三」に改める。

は第九十六条の三第一項」を「第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第一項」に改め  
る。

(電気用品取締法の一部改正)

目次中「第十七条」を「第十七条の六」に改め。  
第五条第二号中「第十四条」の下に「又は第十七条の五第一項」を加え、同条第三号中「第三条」の下に「又は第十七条の二」を加え、「(以下「登録製造事業者」という。)」を削り、「第十四条」の下に「又は第十七条の五第一項」を加え、「登録

製造事業者の業務を行なう」を「第三条又は第十七条の二の登録を受けた者の業務を行なう」に改め、同条第四号中「行なう」を「行う」に改める。

第九条中「登録製造事業者が」を「第三条の登録を受けた者(以下「登録製造事業者」という。)が」に改める。

第十四条第四号中「登録」を「第三条の登録」に改め、同条に次の二号を加える。

五 第十七条の二の登録を受けている場合において、第十七条の五第一項第一号から第七号までのいずれかに該当するものとしてその登録を取り消されたとき。

第二章中第十七条の次に次の五条を加える。

(外国製造事業者の登録)

第十七条の二 外国において本邦に輸出される甲種電気用品の製造の事業を行う者は、事業区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

(外国製造事業者の登録の申請)

第十七条の三 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

二 事業区分

三 当該甲種電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 特定製造設備の名称及び性能又は数

五 特定検査設備の名称及び性能又は数

2 前項の申請書には、工場又は事業場の図面

三他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(外国製造事業者の登録の基準)

第十七条の四 通商産業大臣は、第十七条の二の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定製造設備が第六条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するこ

と。

二 特定検査設備が第六条第一号の通商産業省令で定めた技術上の基準に適合すること。

三 第十四条第一号から第四号までのいずれかに該当するものとしてその登録を取り消されたとき。

四 第十七条の五 通商産業大臣は、第十七条の二の登録を受けた者(以下「外国登録製造事業者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三条、第二十五条第二項若しくは第二十五条の四第二項若しくは第四項の規定又は次条において準用する第十条第一項の規定に違反したとき。

二 次条において準用する第五条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第四十八条の二において準用する第四十一条第一項又は第四十八条の規定による請求に応じなかつたとき。

四 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外國登録製造事業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、外國登録製造事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫において、本邦に輸出される電気用品、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対する正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

六 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、外國登録製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査をさせることが著しく困難であると認められる甲種電気用品を期限を定めて提出すべきことを

請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 不正の手段により第十七条の二の登録を受けたとき。

八 第十三条の登録を受けている場合において、第十四条第一号から第四号までのいずれかに該当するものとしてその登録を取り消されたとき。

九 国は、前項第六号の規定による請求によつて生じた損失を外國登録製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において補償すべき損失は、同号の規定による請求によって通常生ずべき損失とする。

(準用)

第十七条の六 第五条、第七条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定は、第十七条の二の登録について準用する。

第十七条の二 第二十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「受けたとき」の下に「又はその輸入の時ににおいて第二十五条の四第一項の規定により表示が付されている甲種電気用品を販売しようとするとき」を加える。

第二十三条の二 第一項中「前条第一項」を「第二十三条规定に改め、同条第二項中「前条第一項ただし書」を「第二十三条规定に改め、同条第二項」とし、第二十三条规定に改め、「受けたとき」の下に「又はその輸入の時ににおいて第二十五条の四第一項の規定により表示が付されている甲種電気用品を販売しようとするとき」を加える。

(型式の認可とみなす確認)

第二十四条中「甲種電気用品」として削る。

第二十五条第一項中「又は第二十三条の二第二项」を「第二十三条规定に改め、「販売されるものの下に「又は第二十五条の四第一項の表示が付されているもの」を加え、「附されなければ」を付さなければ」に改める。

第二十六条を第二十五条の二とし、第三章中同条の次に次の二条を加える。

(外國登録製造事業者に係る甲種電気用品の型式の承認等)

第二十五条の三 外國登録製造事業者は、製造しようとする甲種電気用品であつて本邦に輸出されるものの型式について、型式の区分に

従い、通商産業大臣の承認を受けることがで

て、同項の認可を受けたものとみなす。

二 前項の確認を受けようと/orする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名又は名称及び住所

二 当該甲種電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所

三 型式の区分

四 当該型式について前条第一項の認可を受けている他の甲種電気用品輸入事業者の氏名又は名称及び住所

五 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の確認のための試験用の甲種電気用品及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第二十一条第一項に規定する甲種電気用品について第一項の認可を受けようとするときは、その電気用品の型式が当該他の甲種電気用品輸入事業者が前条第一項の認可を受けている型式と同一の型式の区分に属する旨を指定試験機関が証する書面を添付することをもつて足りる。

六 前項の確認を受けた者は、甲種電気用品の販売しようとする場合において、前条第一項の認可を受けたものとみなす。

七 前項の確認を受けた者は、甲種電気用品の販売しようとする場合において、前条第一項の認可を受けたものとみなす。

八 第二十三条の二 第一項中「前条第一項」を「第二十三条规定に改め、「受けたとき」の下に「又は第二十五条の四第一項の表示が付されているもの」を加え、「附されなければ」を付さなければ」に改める。

九 第二十六条を第二十五条の二とし、第三章中同条の次に次の二条を加える。

(外國登録製造事業者に係る甲種電気用品の型式の承認等)

第二十五条の三 外國登録製造事業者は、製造しようとする甲種電気用品であつて本邦に輸出されるものの型式について、型式の区分に

従い、通商産業大臣の承認を受けることがで

2 第十九条から第二十一条まで及び第二十四条の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、第二十条第二号中「第三条」とあるのは、「第十七条の二」と読み替えるものとする。

(外国登録製造事業者に係る表示等)

第二十五条の四 前条第一項の承認を受けた外国登録製造事業者は、その製造する甲種電気用品であつて当該承認に係る型式のものに第二十五条第一項に規定する方式による表示を付することができる。

2 外国登録製造事業者は、前項に規定する場合を除くほか、甲種電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 外国登録製造事業者が第一項の表示に係る甲種電気用品を製造する場合においては、前条第二項において準用する第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようしなければならない。

4 外国登録製造事業者は、通商産業省令で定めることにより、第一項の表示に係る甲種電気用品について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(外国登録製造事業者に係る型式の承認の取り消し)

第二十六条 通商産業大臣は、第二十五条の三第一項の承認を受けた外国登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第四項の規定に違反したとき。  
二 第四十三条第一項の条件に違反したとき。

三 第四十八条の二において準用する第四十七条第一項又は第四十八条の規定による請求に応じなかつたとき。

四 不正の手段により第二十五条の三第一項の承認を受けたとき。

(準用)

第四十八条の二 第四十七条第一項及び第四十

二十七条中「行なう」を「行う」に改め、「第二十五条第一項」の下に「第二十五条の四第一項」を加え、「附されている」を「付されている」に改め、同条ただし書中「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第二項」に改める。

第二十八条第一項中「第二十五条第一項」の下に「第二十五条の四第一項」を加え、「附されている」を「付されている」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「第二十五条第一項」の下に「第二十五条の四第一項」を加え、「付されている」に改める。

第二十九条中「同項の試験」を「同項(第二十三条第二項及び第二十五条の三第二項において準用する場合を含む。)の試験及び第二十三条の二第三項の規定による証明」に、「行なう」を行おうに、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条中「同項(第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の試験及び第二十三条の二第三項の規定による証明」に、「行なう」を行おうに、「行なう」を「行う」に改める。

第三十一条中「附する」を「付する」に改める。

第三十二条第一項中「又は第十八条ただし書」を「第十八条ただし書」に、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第二項」に、「の承認」を「の承認又は第二十五条の三第一項の承認」に、「附する」を「付する」に改める。

第三十三条第一項中「又は第十九条ただし書」を「第十九条ただし書」に、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第二項」に、「の認可」を「の認可又は第二十三条第一項の認可」に、「付する」を「付する」に改める。

第三十四条第一項中「又は第二十三条第一項の認可」を「の認可又は第二十三条第一項の認可」に、「付する」を「付する」に改める。

第三十五条第一項中「又は第二十五条の三第一項」を「第二十五条の二第一項の確認を含む。」に改め、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第二項」に、「の確認」を「の確認又は第二十五条の三第一項の確認」に、「付する」を「付する」に改める。

第三十六条第一項中「又は第二十五条の三第一項」を「第二十五条の二第一項の確認を含む。」に改め、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第二項」に、「の確認」を「の確認又は第二十五条の三第一項の確認」に、「付する」を「付する」に改める。

第三十七条第一項中「又は第二十五条の三第一項」を「第二十五条の二第一項の確認を含む。」に改め、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第二項」に、「の確認」を「の確認又は第二十五条の三第一項の確認」に、「付する」を「付する」に改める。

第三十八条第一項中「又は第二十五条の三第一項」を「第二十五条の二第一項の確認を含む。」に改め、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第二項」に、「の確認」を「の確認又は第二十五条の三第一項の確認」に、「付する」を「付する」に改める。

第三十九条第一項中「又は第二十五条の三第一項」を「第二十五条の二第一項の確認を含む。」に改め、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第二項」に、「の確認」を「の確認又は第二十五条の三第一項の確認」に、「付する」を「付する」に改める。

第四十条第一項中「又は第二十五条の三第一項」を「第二十五条の二第一項の確認を含む。」に改め、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第二項」に、「の確認」を「の確認又は第二十五条の三第一項の確認」に、「付する」を「付する」に改める。

第四十一条第一項中「又は第二十五条の三第一項」を「第二十五条の二第一項の確認を含む。」に改め、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第二項」に、「の確認」を「の確認又は第二十五条の三第一項の確認」に、「付する」を「付する」に改める。

(ガス事業法の一部改正)

第七条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の三中「行なう」を「行う」に、「附されて」を「付されて」に改め、「第三十九条の十二」の下に「二」及び「第三十九条の十一第一項ただし書」の下に「(第三十九条の十四第七項において準用する場合を含む。)」を加え、「附する」を「付する」に、「附して」を「付して」に改める。

第三十九条の六中「第三十九条の十二」と「第三十九条の十三」との下に「、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と「」を加え、同条第四項第一号中「前項」を「第三項又は第六項」に改め、同项第二号中「前項」を「第三項」に改め、「液化石油ガス法第六十七条」の下に「又は第六項において準用する同法第六十七条の五」を加え、「同項を同条第八項」とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 液化石油ガス法第四十三条第二項及び第三項、第四十四条から第四十七号まで、第五十

八条の規定は、外国登録製造事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは「請求する」と、「第二十一条」第一項」とあるのは「第二十五条の四第三項」とあるのは「第二十五条の四第三項」とあるのは「第二十五条の四第三項」と、第四十八条中「その業務の全部又は一部の停止」とあるのは「その製造する甲種電気用品に第二十五条の四第一項の表示を付されることを停止すること」と読み替えるものとする。

又は認可の更新若しくは承認の更新」に改め、「附された甲種電気用品に第二十五条の四第一項の表示を付することを停止すること」と読み替えるものとする。

同表中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

第五十三条第一項の表第二号中「第二十三条

四 第二十三条の二第一項の確認を受けようとする者(次号に規定する指定試験機関の證明がされた甲種電気用品に付して)の確認を受けようとする者を除く。)

五 第二十三条の二第三項の規定による指定試験機関の證明を受けようとする者

第五十三条第一項中「前項」を「前二項」と、「行なう試験」を「行う試験又は証明」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第十七条の二の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。

第三十九条の七に規定する事業の区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができるものとの型式について、第三十九条の八第一項に規定する型式の区分に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

(外国登録製造事業者に係るガス用品の型式の承認)

第三十九条の十三の二 前条の登録を受けた者(以下「外国登録製造事業者」という。)は、製造しようとするガス用品であつて本邦に輸出されるものの型式について、第三十九条の八第一項に規定する型式の区分に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

第三十九条の十四第二項中「ガス事業法第三十九条の十三」との下に「、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と「」を加え、同条第四項第一号中「前項」を「第三項又は第六項」に改め、「液化石油ガス法第六十七条」の下に「又は第六項において準用する同法第六十七条の五」を加え、「同項を同条第八項」とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

第三十九条の六中「第三十九条の十二」と「第三十九条の十三」との下に「、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と「」を加え、同条第四項第一号中「前項」を「第三項又は第六項」に改め、「液化石油ガス法第六十七条」の下に「又は第六項において準用する同法第六十七条の五」を加え、「同項を同条第八項」とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

第三十九条の六中「第三十九条の十二」と「第三十九条の十三」との下に「、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と「」を加え、「付して」を「付して」に改める。

第三十九条の六中「第三十九条の十二」と「第三十九条の十三」との下に「、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と「」を加え、「付して」を「付して」に改める。

第三十九条の六中「第三十九条の十二」と「第三十九条の十三」との下に「、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と「」を加え、「付して」を「付して」に改める。

第三十九条の六中「第三十九条の十二」と「第三十九条の十三」との下に「、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と「」を加え、「付して」を「付して」に改める。

第三十九条の六中「第三十九条の十二」と「第三十九条の十三」との下に「、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と「」を加え、「付して」を「付して」に改める。

第三十九条の六中「第三十九条の十二」と「第三十九条の十三」との下に「、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と「」を加え、「付して」を「付して」に改める。

第三十九条の六中「第三十九条の十二」と「第三十九条の十三」との下に「、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と「」を加え、「付して」を「付して」に改める。

「ガス事業法第三十九条の十四第五項」と、同項第一号中「次条第二項において準用する第六十二条第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第四項」と、同項第三号中「次条第二項において準用する第六十四条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第七項において準用する同法第三十九条の十三」と、同項第四号中「業務又は経理の状況」とあるのは「事業」と、同項第五号中「事務所、営業所、工場、本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとしたとき」とあるのは「営業所、事務所その他の事業場において帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき」とあるのは「第三十九条の八第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の七」と読み替えるものとする。

るのと、同法第五十九条第一項中「第六十条第一項」とあり、及び同法第五十九条中「次条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第五項において準用する同法第三十九条の四十九」と、同法第五十八条第三項中「第一項の承認」とあるのは「ガス事業法第三十九条の三の承認」と、同法第五十九条第一号中「第四十一条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の五」と、同条第二号中「第四十三条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の二」、「二」と、同法第六十七条の五第一号及び第二号中「第六十七条の二第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第五項」と、同条第一号中「前条第二項において準用する第十二条第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第七項において準用する同法第三十九条の十一第二項」と、同条第二号中「前条第二項において準用する第六十四条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の三」と、同条第三号中「第八十四条第一項」とあるのは「ガス事業法第四十条第一項」と読み替えるものとする。

請求する」と読み替えるものとする。

第三十九条の十五第一項中「第三十九条の九」の下に「(第三十九条の十四第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十一条第一項の表第九号中「第三十九条の八第一項」の下に「若しくは第三十九条の十三の三」を、「第三十九条の十第一項」の下に「(第三十九条の十四第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第三十九条の十三の二の登録を受けようとする者は、実費を勘定して政令で定める手数料を納付しなければならない。

第四十九条第一項中第三十九条の十三の下に「(第三十九条の十四第七項において準用する場合を含む。)」を、「同法第六十七条」の下に「第三十九条の十四第五項において準用する同法第六十七条の三第一項、第三十九条の十四第六項において準用する同法第六十七条の五」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第八条 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号)の一部を次のよう改定する。

第四条第三項中「及び指定配合肥料」を、「指定配合肥料及び第三十三条の二第一項の規定による登録を受けた普通肥料」に改める。

第五条中「指定配合肥料」の下に「及び第三十三条の二第一項の規定による仮登録を受けた肥料を輸入したときは、この限りでない。通肥料」を加える。

第十七条に次の二項を加える。

ただし、輸入業者が第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入したときは、この限りでない。

第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料の輸入業者は、当

外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六五

該肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは  
変更したとき、又は容器若しくは包装のない  
当該肥料を容器に入れ、若しくは包装したと

で」を「前条第一項第五号及び第六号並びに前項第五号」に改める。

**第二十一条中「第十七条各号」を「第十七条第一項各号若しくは第二項各号」に改める。**

通知するとともに、その帳簿を二年間保存しなければならない。  
国内代理人は、その住所又は主たる事務所に、帳簿を備え付け、これに前項の規定により通知を受けた事項を記載し、その帳簿を二年間保存しなければならない。

の者が同条第二項の規定により選任した者」と、同条第二項中「第十三条第一項又は第四項」とあるのは「第十三条第一項若しくは第四項又は第三十二条の二第三項」と、第十七条第一項中「普通肥料を生産し、又は輸入した」

第三十三条の二 外国において本邦に輸出される普通肥料（指定配合肥料を除く。）を業として

**第六条** 第六条から第八条まで、第九条第一項及び  
**第二項、第十条、第十二条、第十四条**（第三  
号を除く。）並びに第十六条第一項及び第二項  
の規定は第一項の規定による登録又は交付を受

による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産した」と、「生産業者保証票又は輸入業者保証票」とあるのは「生産業者保証票」と、同項第五号中「生産し、又は輸入した」とあるのは「生産した」と

保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、同様とする。

2 前項の規定による登録又は仮登録を受けよ  
る。

は登録外国生産業者に、第二十六条の規定は登録外国生産業者及びその国内管理人に、第二十九条の規定は国内管理人に準用する。こ

登録を受けた肥料又は指定配合肥料にあつてはその旨」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料である旨」と、第二十条中「第十七条第一項

まで及び第十一号に掲げる事項  
五 生産した者の氏名又は名称及び住所  
六 生産した年月

所の代表者を含む。)のうちから、当該登録又は仮登録の申請の際選任しなければならな

所」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した

「並びに生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては」とあるのは「並びに」と、第二十五条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十六条规定及び第二十六条中「その生産し、輸

前項第五号から第十号までの事項その他の省令で定める事項は、同項の輸入業者が知らな

人」という。)を変更したとき、又は国内管理

の写」とあるのは「その写」と、第十三三条第一項中「一週間」とあるのは「三十日」と、同項第二号中「生産業者にあつては生産する」とあ

を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。  
（国内管理人による立入検査等）

に次の二号を加える。

登録外国生産業者は、その生産又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、第一項

項目中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、「一週間」とあるのは「三十日」と、第十四条第一号中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、

に、国内管理人の事務所その他その業務に関する場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

又は仮登録を受けた普通肥料にあつてはそ

数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記

第十八條第一項中「前条第四号から第六号ま

載し、その記載した事項をその国内管理人に



2 農機具の輸入業者は、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示の付してある農機具でその輸入に係るもの販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、検査合格証票がこの章の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第十四条の二中「行なう」を「行う」に改め、

「製造業者」の下に「輸入業者」を、「その製造」の下に「輸入」を加える。

第五十七条中「違反して農機具に検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附した者」を「違反した者」に改める。

(農業取締法の一部改正)

第十条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のよう改正する。

第二条第一項に次のたとえ書を加える。

ただし、輸入業者が、第十五条の二第一項の登録に係る農業で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

5

第一項の登録を受けた者(以下「登録外国製造業者」という。)は、前項の規定により選任した者(以下「国内管理人」という。)を変更したときは、その変更の日から一月以内に、その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 登録外国製造業者は、帳簿を備え付け、これに第一項の登録に係る農業の種類別に、その製造数量及び譲渡先別譲渡数量(本邦に輸出されるものに限る。)を真実かつ完全に記載し、その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、少なくとも三年間その帳簿を保存しなければならない。

5 国内管理人は、帳簿を備え付け、これに前項の規定により通知された事項を記載し、少なくとも三年間その帳簿を保存しなければならない。

6 第二条第二項、第三項及び第五項、第三条から第五条まで、第六条の五並びに第六条の七の規定は第一項の登録に、第一条第四項、第六条の三及び第六条の四第一項の規定は第一項の登録に係る農業に、第五条の二から第六条の五まで、第六条の四第二項、第六条の六及び第七条(ただし書を除く。)の規定は登録外國製造業者に、第九条第四項及び第十条の二の規定は第一項の登録外国製造業者及びその

(外国製造農業の登録)

第十五条の二 外国において本邦に輸出される農業を製造し、又は加工してこれを販売する事業を営む者は、当該農業について、農林水産大臣の登録を受けることができる。

国内管理人に準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「氏名(法人の)」とあるのは「第十五条の二第一項の登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名(法人の)」と、同項第十号

造し、加工し、輸入し、又は販売する農業」とあり、及び「その製造」、「加工」、「又は輸入する農業」とあるのは「第十五条の二第一項の登録に係る農業で本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

第十五条の三 環境庁長官又は農林水産大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又は検査職員その他関係職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定によ

(国内管理人に係る報告及び検査)

第十五条の四 第十五条の二第一項の登録に係る農業の輸入業者は、次の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該農業の登録外国製造業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出は、新たに第十五条の二第一項の登録に係る農業の輸入業者は、同項の届出事項中に変更を生じたとき及びその事業を廃止したときもまた同項と同様に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出は、新たに第十五

条の二第一項の登録に係る農業の輸入業を開始する場合にあつてはその開始日の二週間

前までに、第一項の事項中に変更を生じた場合又はその事業を廃止した場合にあつてはその変更を生じた日又はその事業を廃止した日

から二週間以内に、これをしなければならぬ。

2 輸入する農業の登録番号

2 輸入業者の氏名及び住所

2 前項の規定による届出をした輸入業者は、同項の届出事項中に変更を生じたとき及びその事業を廃止したときもまた同項と同様に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出は、新たに第十五

条の二第一項の登録に係る農業の輸入業を開

始する場合にあつてはその開始日の二週間

前までに、第一項の事項中に変更を生じた場

合又はその事業を廃止した場合にあつてはそ

の変更を生じた日又はその事業を廃止した日

から二週間以内に、これをしなければならぬ。

(外国製造農業の登録の取消し等)

第十五条の五 農林水産大臣は、次の各号のい

ずれかに該当するときは、登録外国製造業者

に対し、その登録を取り消すことができる。

1 環境庁長官又は農林水産大臣が必要があ

第十五条の次に次の四条を加える。

第一項の二第六項において準用する場合を含む。以下この条、第十二条の二第一項及び第二項並びに第十二条の三第一項において同じ。)を「第六条の四第一項」の下に「第十五条の二第六項において準用する場合を含む。」を、「販売業者」の下に「(第十五条の二第一項の登録に係る農業の輸入業者を含む。次項において同じ。)」を「第六条の四第一項」の下に「第十五条の二第六項において準用する場合を含む。」を、「販売業者」の下に「(第十五条の二第一項の登録に係る農業の輸入業者を含む。次項において同じ。)」を加える。





利害関係人が証拠を提出して意見を述べる機会を与えるべきである。

第十七条の二第三項を削り、同項を同条第三項とし、同条に次の「項を加える。

4 第十五条の二第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による処分について準用する。

この場合において、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは第十七条の二第一項又は第二項」と、「代理人及び利害関係人」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

第十八条第一項中「附しては」を「付しては」に、「第十四条第二項又は第十五条第一項」を「第十四条第二項若しくは第十五条第一項の規定に基づき」又は外国製造業者(外国において本邦に輸出される農林物資の製造又は加工を業とする者をいう。以下同じ。)が第十九条の三第一項若しくは第二項に「附する」を「付する」に改める。

第十九条の四第十九条の四第一項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行なう外国製造業者は、同項又は同条第二項の規定に基づきその省令で定める事項を公示しなければならない。

第十九条の四前条第一項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行なう外国製造業者は、同項又は同条第二項の規定に基づきその包装若しくは容器に格付けの表示を付する場合を除き、本邦に輸出される農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(準用)

第十九条の五 第十五条第二項及び第三項の規定は認定外国製造業者に、同条第四項の規定は第十九条の三第二項の規定に、第十九条及び第十九条の二の規定は第十九条の三第一項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行なう外国製造業者に準用する。この場合において、第十五条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の三第二項」と、同条第三項中「農林物資の製造業者」とあるのは「外国製造業者」とあるのは「再び農林物資」とあるのは「再び、本邦に輸出される農林物資」と、第十九条の二中「登録格付機関の行なう格付け又は農林物資の製造業者が第十四条第二項」とあるのは「外国製造業者が第十九条の三第一項」と、「農林物資の製造業者と同項又は第十五条第一項」とあるのは「外国製造業者」とあるのは「登録格付機関又は製造業者」とあるのは「外国製造業者」と「命じ」という。)は、その表示を能率的に行なうため特

に必要があるときは、第十四条第一項の規定による格付け前に、当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を付しておくことができる。

3 農林水産大臣は、第一項の承認又は前項の認定をしたときは、遅滞なく当該承認又は認定に係る外国製造業者の氏名又は名称その他の省令で定める事項を公示しなければならない。

第十九条の六 農林水産大臣は、次に掲げる場合に、第十九条の三第一項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行なう外国製造業者(以下この項において「認定外国製造業者」という。)に係る同項の承認を取り消すことができる。

一 承認外国製造業者が第十八条第一項若しくは第三項、第十九条(前条において準用する場合を含む。)又は第十九条の四の規定に違反したとき。

二 承認外国製造業者が前条において準用する第十九条の二の規定による請求に応じなかつたとき。

三 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において承認外国製造業者に対しその格付け(格付けの表示を含む。以下この項及び次項において同じ。)に関し必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に承認外国製造業者の工場、事務所又は倉庫その他の場所において格付けの状況又は本邦に輸出される農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 承認外国製造業者が第四項の規定による費用の負担をしないとき。

六 認定外国製造業者が不正な手段により第十九条の三第二項の認定を受けたとき。

七 認定外国製造業者が第四項の規定による費用の負担をしないとき。

8 第十九条の三第一項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行なう外国製造業者に係る同項の承認がその効力を失つたときは、当該外国製造業者に係る同条第二項の認定は、その効力を失う。

4 第一条第四号及び第二項第五号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国製造業者の負担とする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定による承認の取消し又は第二項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

6 第十五条の二第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による処分について準用する。

この場合において、第十五条の二第四項中

昭和五十八年五月十日 衆議院会議録第二十号

外國事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六六

〔第一項又は第二項〕とあるのは、「第十九条の六第一項又は第二項」と読み替えるものとする。  
〔格付けの表示の付してある農林物資の輸入〕農林物資の輸入を業とする者

(特殊栄養食品の標示の承認)  
第十七条の二 本邦において販売に供する食品につき、外国において第十二条第一項に規定する表示をしようとする者は、厚生大臣の承認を受けることができる。

する化粧品若しくは医療用具であつて本邦に輸出されるものにつき、外国においてこれが製造する者から申請があつたときは、品目ごとにその製造についての承認を与えることができる。

て準用する第十四条の二の規定による再審査若しくは第十四条の三の規定による再評価の申請は、国内管理人の住所地（外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者の場合にあつては、当該事務所の所在

## 社代本の直

（付）林作物の表示又はこれと混ざるやすい表示の付してある農林物資（その包装又は容器に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）でその輸入に係るものを受け渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、当該表示が第十九条の三第一項又は第二項の規定に基づき格付けの表示を付することができる外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第一項の認定による農林物資に付されたものである

**第二十二条第一項から第四項までの規定は前項の承認について、第十六条の規定は同項の規定により承認を受けた特殊栄養食品について、前条の規定は同項の承認を受けて標示をする者について準用する。この場合において、第十二条第二項中「その営業所所在地の都道府県知事を経由して厚生大臣」とあるのは「厚生大臣」と、第十六条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条中「同条第二項」とあるのは「前二項の二**

2 申請者が、第七十五条の二第一項の規定によりその受けた承認の全部又は一部を取り消され、取消しの日から三年を経過していないときは、前項の承認を与えないことができる。

地)の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

第二十一条中「医療用具の製造業」の下に「(第十九条の二の規定により承認を受けた者の行為)」を加える。  
第二十三条中「第十三条から第二十一条まで」を「第十三条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条」に改め、同条に後段として次のように加える。

場合には、この限りでない。  
第二十条第二項中「行ない」を「行い」と、「附する」を「付する」に、「第十九条の三第一項」を「第十九条の八第一項」に改める。  
第二十一条第二項中「行ない」を「行い」と、

第二項において準用する第十二条第四項」と  
読み替えるものとする。  
(特殊栄養食品の標示のなされた食品の輸入  
の許可)

4 本邦内に住所を有する者を  
周生省令で定める基準に該当する者を  
に事務所を有するものの当該事務所の代表者  
を含む。のうちから、当該承認の申請の際選  
任しなければならない。

この場合において、第十三条规定第一項中「厚生大臣の承認を受けていないときは」とあるのは、厚生大臣の承認を受けていないとき(外國においてその物を製造する者がその物につき第十九条の二の規定による厚生大臣の承認を受けているときを除く。)は、同条第二

「第十九条の二から第十九条の四まで」を「第十九条の二（第十九条の五において準用する場合を含む。）第十九条の八及び第十九条の九」に改める。

であつて、第十二条の規定による許可又は前条の規定による承認を受けずに第十二条第一項に規定する標示がなされたものを輸入しようととする者については、その者を同項に規定する標示をしようとする者とみなして、同条

から第四項までの規定を準用する。  
（国内管理人に関する変更の届出）

六 第十九条の七の規定に違反した者  
第二十四条の二に次の一号を加える。  
四 第十九条の三第一項の規定に違反して、  
反した認定外国製造業者

第十八条の二中「第十六条第一項」の下に「(第十七条の二)第一項において準用する場合を含む。」を加え、「行なう」を「行う」に改める。  
(薬事法の一部改正)

ときは、又は国内管理人につき、その氏名若しくは名称その他厚生省令で定める事項に変更があつたときは、三十日以内に、厚生大臣に届け出なければならない。

農林水産大臣の承認を受けないで、外国製造業者に格付けに關する業務を行わせ、又は格付けの表示を付させたとき。

号)の一部を次のように改正する。  
第六条第二号中「行なう」を「行う」に改め、  
「第十三条第二項」の下に「及び第十九条の二第一  
二項」を加える。

の承認を受けた者については、第九条の二、第十四条の二及び第十四条の三の規定を準用する。

四十八号の一部を次のよろと改止する。  
第十二条の見出し中「標示」を「標示の許可」に  
改める。

第十九条の規定による医薬品の製造」に改める。  
第十九条の次に次の二条を加える。  
  
**(外国製造医薬品等の製造の承認)**

3 第十九条の二の規定による承認の申請、第一項を加える。

「しくは販売業者」の下に「国内管理人」を加える。

第七十四条の二第一項中「製造又は輸入の承認」を「第十四条の規定による承認」に、「第十四条第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「製造又は輸入の承認」を「第十四条の規定による承認」に改める。

七 よる請求に応ぜず、又は同項の規定による指示に従わない事実があつたとき。

り、当該品目について承認された事項その他その品目を適正に取り扱うために必要な情報を提供しなければならない。

厚生大臣は、外国製造承認取得者又は国内管理人が前項に規定する情報の提供を行わぬ場合において、保健衛生上の危害の発生又

するものも行うことができる。  
第七十五条に次の一項を加える。  
前項の規定によるほか、運輸大臣は、次の各号の一に該当する場合には、当該指定外国製作者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

(外国製造医薬品等の製造の承認の取消し等)  
第七十五条の二 厚生大臣は、第十九条の二の規定による製造の承認を受けた者(以下「外国製造承認取得者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者が受けた当該承認の全部又は一部を取り消すことができる。

二　厚生大臣が、国内管理人を選任しなかつたとき。  
第三項の厚生省令で定める基準に該当しなくなつたため、その変更を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

三　厚生大臣が、必要があると認めて、外国製造承認取得者に対し、厚生省令で定めるところにより必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告

四  
厚生大臣が必要があると認めて、その職員に、外国製造承認取得者の工場、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を業務上取り扱う場所においてその構造設備又は帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、従業員その他の関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し、正当な理由なしに答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

五 次項において準用する第七十四条の二第一項又は第三項の規定による請求に応じなかつたとき。

第七十七条の二中「又は卸売一般販賣業の許可を受けた者」を「卸売一般販賣業の許可を受けた者、外国製造承認取得者又は国内管理人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十七条の三 外国製造承認取得者又は国内管理人は、その承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を輸入する輸入販賣業者に対し、厚生省令で定めるところによ

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される自動車について、外国において当該自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を本邦に輸出することを業と

第七十六条中「若しくは前条第一項」を「前条第一項において準用する場合を含む。」、第七十七条第一項において準用する場合を含む。」を「前条第一項若しくは前条第一項」に、「第七十三条、第七十四条の二第三項の規定」を「第七十三条の規定」に改め、「責任技術者」の下に「とし」前条第一項第二号又は同項第六号若しくは第七号（国内管理人に係る部分に限る。）に該当することを理由として同項の規定による処分をしようとする場合にあつては、その相手方及び国内管理人とする。」を加える。

第七十七条の二中「又は卸売一般販売業の許可を受けた者」を「、卸売一般販売業の許可を受けた者、国内製造承認取得者は国内管理人」

め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「受けた自動車」の下に「第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する自動車の型式について第一項の指定を受けたもの（第六項において「指定外國製作者等」という。）に係る自動車にあつては、本邦に輸出されるものに限る。次項及び第六項において同じ。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」と、「かつ」を「かつ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え

3  
において準用する第十四条の二第一項又は第十四条の三第一項」と読み替えるものとする。  
外国製造承認取得者が第一項又は前項において準用する第七十四条の二第一項若しくは第三項の規定により承認を取り消されたときは、当該承認を取り消された品目に係る輸入販売業者の輸入の許可は、取り消されたものとみなす。

「、第十九条の二第四項」を加える。  
附則第五条中「(第二)十三条规定する場合を含む。」を削る。  
(道路運送車両法の一部改正)

必要があると認めて指定外國製作者等に対し、その業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告が

三 運輸大臣の規定（第一項の指定に係る部分に限る。）に違反したとき。

二 指定外国製作者等が第四項の規定に違反したとき。

各号の一に該当する場合には、当該指定外国  
製作者等に係る第一項の指定を取り消すこと  
ができる。

するものも行うことができる。  
第七十五条に次の二項を加える。

昭和五十八年五月十日 衆議院会議録第二十号 外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六六四

次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかるらず、特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者(以下この項において「外国製造者」という。)以外の者(以下この項において単に「他の者」という。)である場合において、当該外國製造者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないときは、当該外國製造者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、自ら都道府県労働基準局長の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該特定機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

第三十九条第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第四十条第一項中「第三十八条第二項」を「第三十九条第三項」に改める。

第四十四条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「前一項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかるらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者(以下この項において「外国製造者」という。)以外の者(以下この項において単に「他の者」という。)である場合において、当該外國製造者が当該他の者について前項の検査が行わることを希望しないときは、当該外國製造者は、労働省令で定めるところにより、当該外國製造者が当該機械等を輸入した者について前項の検査が行わることを希望しないとき、当該外國製造者は、労働省令で定めるところにより、別検定代行機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行わされた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用し

ない。

第四十四条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

第四十四条の二第六項中「第一項」を「第一項

本文に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「製造し、又は」を「本邦において製造し、又は本邦に」に改め、同項に後段として次のように加える。

型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者(当該型式検定を受けた者以外の者に限る。)についても、同様とする。

第四十四条の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「第二項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第四十条第一項中「第三十八条第二項」を「第三十九条第三項」に改める。

第四十四条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「前一項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

に係る型式検定合格証(第二号にあつては、当該外国製造者が受けた型式検定合格証)の効力を失わせることができる。

一 型式検定に合格した型式の機械等の構造又は当該機械等を製造し、若しくは検査する設備等が第四十四条の二第三項の労働省令で定める基準に適合していないと認められないとき。

二 型式検定を受けた外国製造者が、当該機械等に係る型式検定に合格した型式の機械等を輸入されたものに、第四十四条の二第五項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

三 労働大臣が型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関する労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めてその職員をして当該型式検定を受けた外国製造者に質問をさせ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき。

四十四條の二第六項を「第二項若しくは第四項」に改め、同条第三項又は第四十四条の二第五項に改め、同条第四号中「若しくは第三項」を「第四十四条第三項」に改め、同条第二項若しくは第四項に改める。

第四十四条の二第五項を「第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項」に改め、同条第四号中「若しくは第三項」を「第四十四条第三項」に改め、同条第二項若しくは第四項に改める。

第四十四条の二第六項を「第二項若しくは第四項」に改め、同条第三項又は第四十四条の二第五項に改め、同条第二項若しくは第四項に改める。

る。

第四十五条第一項中「第五十三条第二項」を「第四十四条の二第六項」に改める。

第一百十二条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十四条の四の規定により型式検定合格証の効力を失わせたとき。

当該外国製造者が受けた型式検定合格証(第二号にあつては、当該労働大臣が受けた型式検定合格証)の効力を失わせることができる。

一 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

又は当該機械等を製造し、若しくは検査する設備等が第四十四条の二第三項の労働省令で定める基準に適合していないと認められないとき。

二 型式検定を受けた外國製造者が、当該機械等に係る型式検定に合格した型式の機械等を輸入されたものに、第四十四条の二第五項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

三 労働大臣が型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関する労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めてその職員をして当該型式検定を受けた外國製造者に質問をさせ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき。

四十四條の二第六項を「第二項若しくは第四項」に改め、同条第三項又は第四十四条の二第五項に改め、同条第二項若しくは第四項に改める。

第四十四条の二第六項を「第二項若しくは第四項」に改め、同条第三項又は第四十四条の二第五項に改め、同条第二項若しくは第四項に改める。

(型式検定合格証の失効)

第四十四条の四 労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の機械等を検査せざり、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査せざることができ



昭和五十八年五月十日 衆議院会議録第二十号

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

## 発行所

東京都港区虎ノ門二十一番二号  
大藏省印刷局  
電話 東京 三四一六六六  
平 105

二二〇円  
定価一部

六六六